

9月14日（月）



# 令和 2 年 9 月 14 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4 番 岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
- 5 番 武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6 番 山 下 寿 (同)
- 7 番 窪 菌 辰 也 (同)
- 8 番 脇 谷 のりこ (同)
- 9 番 佐 藤 雅 洋 (同)
- 10番 安 田 厚 生 (同)
- 11番 内 田 理 佐 (同)
- 12番 日 高 利 夫 (同)
- 13番 丸 山 裕次郎 (同)
- 14番 冏 師 博 規 (無所属の会 チームひびか)
- 15番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 16番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 17番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 18番 高 橋 透 (同)
- 21番 外 山 衛 (宮崎県議会自由民主党)
- 22番 西 村 賢 (同)
- 23番 山 下 博 三 (同)
- 24番 右 松 隆 央 (同)
- 25番 野 崎 幸 士 (同)
- 26番 日 高 陽 一 (同)
- 27番 井 上 紀代子 (県民の声)
- 28番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
- 30番 満 行 潤 一 (同)
- 31番 太 田 清 海 (同)
- 32番 坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日 高 博 之 (同)
- 34番 濱 砂 守 (同)
- 35番 二 見 康 之 (同)
- 37番 蓬 原 正 三 (同)
- 38番 井 本 英 雄 (同)
- 39番 徳 重 忠 夫 (同)

欠席議員 (3名)

- 19番 中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 横 田 照 夫 (同)
- 36番 星 原 透 (同)

地方自治法第121条による出席者

- |                 |                 |           |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣         | 野 司 行 敏   |
| 副 知 事           | 郡 山 寛 理         | 山 邊 浩 司   |
| 総 合 政 策 部 長     | 永 渡 邊 浩 司       | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長         | 吉 村 久 人         | 村 久 人     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 危 機 管 理 統 括 監   | 藪 田 亨 敬   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 福 祉 保 健 部 長     | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長     | 環 境 森 林 部 長     | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 商 工 観 光 労 働 部 長 | 松 浦 直 康   |
| 農 政 水 産 部 長     | 農 政 水 産 部 長     | 大 久 津 浩 久 |
| 県 土 整 備 部 長     | 県 土 整 備 部 長     | 明 利 浩 久   |
| 会 計 管 理 者       | 会 計 管 理 者       | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長         | 企 業 局 長         | 井 手 義 哉   |
| 病 院 局 長         | 病 院 局 長         | 桑 山 秀 彦   |
| 財 政 課 長         | 財 政 課 長         | 石 田 涉     |
| 教 育 長           | 教 育 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長       | 警 察 本 部 長       | 阿 部 文 彦   |
| 監 査 事 務 局 長     | 監 査 事 務 局 長     | 阿 横 山 幸 子 |
| 人 事 委 員 長       | 人 事 委 員 長       | 濱 砂 公 一   |

事務局職員出席者

- |             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長     | 亀 澤 保 彦   | 澤 保 彦     |
| 事 務 局 次 長   | 内 野 浩 一 朗 | 内 野 浩 一 朗 |
| 議 事 課 長     | 児 玉 洋 一   | 児 玉 洋 一   |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 吉 誠 一   | 日 吉 誠 一   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 鬼 川 真 治   | 鬼 川 真 治   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 関 谷 幸 二   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 川 野 有 里 子 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査   | 井 尻 隆 太   | 井 尻 隆 太   |

◎ 一般質問

◎丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

◎太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の太田清海でございます。

椎葉村では、台風10号による土砂崩れで、懸命な捜索活動がなされていますが、依然4名が不明のままです。安否が気遣われるところではありますが、通告に従い、質問させていただきます。

まず、知事にお尋ねいたします。

実は、さきの6月定例県議会冒頭での知事の提案理由説明の表現に大変感動いたしました。これは、我が会派の渡辺創議員も、当時の一般質問の中で指摘していますが、その知事の表現を読み上げますと、次のように書かれています。

「感染収束後の社会のありようを構想してみますと、脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容することも想定されます。」とあります。

人々の意識や価値観、生き方までもが大きく変わるということでもあります。思わず「我が意を得たり」と膝をたたく思いでした。大仰に言えば、人間の精神文化や人類の行く末を見詰めたような、文化人類学的な落ち着いた表現である

と思います。もちろん、これくらいの表現は、一般のマスコミ、評論家の間でも表現されていることとは思いますが、コロナウイルスに対して、命を優先すべきか、経済を優先すべきか、難解な方程式の解けない解を求めて、みんなが悪戦苦闘している中であって、県民に対してこのようなメッセージを寄せられたことに、大変感じ入ったわけでありました。

余談になりますが、県内9市の各首長たちがどのような表現をされているのか気になって、それぞれ9市の提案理由説明を取り寄せて読んでみましたが、このようなメッセージ性のある提案は見られないようでした。

私は、知事のこのメッセージをもったいないと思い、私の議会だよりに掲載し、私の住む延岡市の一部ではありますが、郵送分も含め、1万6,000世帯に配布いたしました。

そこで質問ですが、6月定例議会の知事提案理由説明で述べた価値観の変容等について、知事の思いをもう少しお伺いしたいと思います。

次に、誹謗中傷の問題であります。

インターネット上の書き込みなど、その中身は例示いたしません。あるテレビのコメンテーターがこんなことを言っていました、「何か日本の世の中がだんだんささくれ立ってきましたね」と。

ささくれ立つといえ、こんな話があります。風呂敷包みを持ったある患者さんがお医者さんの前に現れて、医者はげげんに思い、「どこか具合の悪いところはありますか」と尋ねると、患者は風呂敷包みを開けながら、「実は私の庭に植えてある竹の株ですが、どうも病気のように、タケノコが取れないんですよ」と。医者はびっくりして、「私は人間の体を見るのが商売ですから、竹のことは分かりませんよ」と

言うと、「あれっ、先生、みんなは先生のことをやぶ医者と言っているものですから来てみたんですけど」と言ったそうです(笑声)。とんだ勘違いをした患者もいたものです。この話は、ある落語の枕の話であります。日本人は本来、このように陽気で、勘違いやミスをおおらかに許し合い、笑い飛ばすような明るい文化を持っていたのではないかと思います。

ところが、今日、日本社会が、様々な誹謗中傷が横行する悲しい社会、そういう精神文化の社会に墮してしまおうとしているのではないかと危惧されます。

そこで質問ですが、新型コロナウイルスに感染した方や医療従事者に対し、心ない言葉が投げられる事例も起きていますけれども、宮崎県は思いやりのある優しい県になっていただきたい。知事の所感を伺います。

以上、壇上での質問を終わり、あとは質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、価値観の変容についてであります。

新型コロナを経験した社会は、世界的には、これまでの過度のグローバル化や経済効率を優先した拡大成長路線からの転換や見直しを迫られ、他方、国内的には、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、大都市集中型から分散型への地方回帰の動きも生まれてくるものと考えております。まさにパラダイムの転換、そのような時期を迎えているものと考えております。

この地方回帰の流れを確かなものとしていくことは、我が国の人口偏在を解消し、経済的格差を縮小するとともに、個人の幸福度を高めることにもつながり、持続可能な社会づくりの基

軸になるものと考えております。

本県では、経済的な豊かさと、お金には代えられない価値が調和した「新しいゆたかさ」を展開しているところでありまして、私はまさに、このような意識や価値観を広く共有していくことで、その人の人生や、ひいては地域社会が一層豊かになっていくものと考えております。コロナ禍の先を見据えた宮崎づくりは、私に課せられた重要課題の一つでありますので、先見性を持って、しっかりと取り組んでまいります。

次に、人権への配慮についてであります。

新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者などへの不当な偏見や差別の事例が全国的に発生しており、残念ながら本県でも同じような状況が見受けられます。

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあるわけでありまして、特に感染された方はショックを受けて、つらい思いをされているわけであります。

そのため、私がかねてより、「偏見ではなく共感を」という姿勢で、感染された方の心情や人権に配慮し、責めたり非難したりするのではなく、優しくサポートをしていただきたいと、県民の皆様呼びかけてまいりました。

思いやりがあり、心優しく、まさに温かい太陽のような県民性は、本県のすばらしい財産であると考えております。この新型コロナウイルス感染症を乗り越えていく上でも、大きな力になるものと考えております。

10年前の口蹄疫のときには、県民総力戦で、見えないウイルスの封じ込めや感染の拡大防止に取り組みました。そうした経験を生かし、県民の皆様の総力を結集し、思いやりと優しさを持って、感染された方や医療従事者の方にエー

ルを送りながら、オール宮崎でこの困難な状況乗り越えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。

価値観というのは、それぞれの人生観とか、政治感覚で違ってきますので、知事の言葉もいろいろ解釈ができると思いますし、とやかく言うことはありません。一つのたたき台を県民に示してくれたものと思っております。

私としては、人間立ち止まって考えてみようよ、スローな生き方もいいんじゃないのとか、そんなこともあるのかなと思ったり。地域を回ってみますと、コロナの関係でいろいろな意見も出てきました。

例えば、「国会でいろいろけんかしているけれども、もっと仲よくやってほしい」とかいう声も幾らか聞きました。本当は、みんな真剣に議論していると思いますけれども、そういうふうに見えたりもするのかなと。それから、「自分の息子がドイツに行っているけれども、ドイツではコンビニがないのよ」というような話、これもやっぱり24時間営業はいいんだろかなとか、子供を夜中に連れて行って売店で買うような、そういうシステムがいいのかなとかいうのも、ふと、このコロナの問題を考えながら出てきたのかなと思ったりもします。そういう価値観の揺らぎみたいなものが今あったりして、いい揺らぎになっていただきたいなと思っております。

我田引水的に言えば、いわゆる効率ばかりを主張していくような、新自由主義とか、規制緩和とか、そういったものはちょっと考えないかなかなと。坂口議員も前の議会のときに言われましたけど、保健所も20年近く前は747か所あったけれども、現在は385か所に、半分ぐらい減ら

されているというようなこととか、こんなことを考えると、私は円熟した社会というのは、保健所とか病院、それから消防署、こんなところは社会の必要な経費なんだということを覚悟して、この社会をつくっていかないかのじゃないだろうかとか、そんなことも、知事のこういう言葉を聞きながら、私なりに解釈させていただきました。

次に、誹謗中傷の問題であります。

悲しいことでもあります。実は、私が高校2年生のときの文化祭で、イソップのことを語る語り部が来まして、全校生徒で聞きました。イソップ物語ではなく、イソップという人の話です。そのとき、こんなことを言いました。弟子がイソップに、「この世の中で一番美しいものは何ですか」と聞いたら、イソップが、「それは人間の舌である」と。「何ですか」と聞くと、「人間の舌は、この世の中のことをきれいに語るができる、美しく語るができる」と。そうすると、弟子がまた、「この世の中で一番汚いものは何ですか」と聞いたら、イソップが、「それは人間の舌である」と。「どうしてですか」と聞くと、「人間の舌は人に罵詈雑言を吐いたり、攻撃したり、汚く語るができる。一番汚いのは人間の舌である」と。

だから、私はそれを聞いたときに、「ああ人間というのは二面性があるな。優しい心も持っているけれども、時々人をいじめるような言葉を発することがある。だから私たちは、そういう二面性という問題を考えて、できるだけ美しい言葉で語り合ったり、討論し合ったりしなきゃいかんのかな」と思いました。

特に、政治の世界でも、やっぱり人間のそういう二面性を見ながら、憎悪心とか復讐心とか、そんなものに依拠した政治というのは、で

きるだけやめていく、そういう努力が国民としても必要なのかなと考えたりもしました。

話題を変えまして、赤字国債の問題です。

これは代表質問等でも、いろいろ勉強させていただきました。

コロナの関係で、2020年度の新規国債発行額が90兆円を超えております。これはもうやむを得ないと思います。国のことではありますけれども、地方自治体の運営に大きな影響が出てくると思いますので、国の赤字国債発行拡大を受けて、地方公共団体の長としての知事の所感をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国におきましては、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指して財政健全化を進めてきたところでありますが、今年度、新型コロナウイルス感染症への対応として、二度にわたる補正予算を措置しておりまして、赤字国債の発行額も大幅に増加したところであります。

本県でも、国の補正予算を活用することで、必要なコロナ対策を進めることができたところでありますが、既に主要先進国の中でも高い水準にある我が国の債務残高は、赤字国債の拡大で一段と膨らむこととなります。コロナの影響に伴う収税減も見込まれる中、国の財政収支の悪化が地方財政にも大きな影響を与えるのではないかと懸念しているところであります。

今後、国におきましては、中長期的に持続可能な財政の実現を目指していくものと思われまふ。大変難しいかじ取りではありますが、その中でも地方財政への影響につきましては、しっかりと配慮していただくよう強く求めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 分かりました。

問題は、私は将来これをどう返済していくのかということだろうと思うのです。MMTの理論とかを勉強させていただきましたけれども、私はこういうのを見たときに、いつも言っております返済の仕方、消費税ではなく、やっぱり超過累進課税しかないんじゃないのという思いがあるわけですが。

実は、この誹謗中傷の問題があった関係で、人間の心が何かすさんできた、それをちょっと考えてみないといかんと思って、「倫理学入門」という本を買いました。これは7月21日発行ですから、コロナが発生してからですね。副題は「アリストテレスから生殖技術、AIまで」。現代のAIとか生殖技術を倫理的にどう見るかというようなところがあって、読んでみたら、実は2002年に亡くなっておられますジョン・ボードリー・ロールズという人ですが、この人の倫理的な考え方の中に、こういう言葉があります。「不平等は最も恵まれない人の状況の改善に役立てられなければならない」。ということで、多くを手に入れた者には累進的に課税して、そうして集めた資源によって、最も不遇にある人も生きがいを感じられるようにしなきゃならんと。

私はこれを読んだときに、税制というのが財政学とか経済学の視点だけで問われるのかなと思ったら、こういう倫理的な考え方で述べられている人もいます。この方の書いた本では、「正義論」というのがありまして、政治哲学、倫理学の分野を一新した、歴史に残る著作であると紹介されています。こういったところも将来勉強してみようかなと思っておりますが、私がいつも言っております超過累進課税について意を強くしたところであります。

次に、議論を深めるために、平成24年度より

創設された、いわゆる復興税制、国と地方における東日本大震災に係る復旧・復興のための財政措置の概要、これを総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（吉村久人君）** まず、国税につきましては、法人に対して、復興特別法人税として、平成24年度から平成25年度まで、法人税額に対して10%の付加税を、また、個人に対し、復興特別所得税として、平成25年1月から令和19年12月まで、所得税額に対して2.1%の付加税を、それぞれ時限的に設ける措置が講じられております。

次に、地方税につきましては、平成26年度から令和5年度まで、個人住民税の均等割の税率を県500円、市町村500円の合計1,000円を臨時的に引き上げるなどの措置が講じられております。

**○太田清海議員** コロナウイルスの関係で、当時、復興税というのがつくられたわけですが、こういう形のもものがまたつくられるかもしれない、もしくは、今、議論もされていますが、消費税をまた上げようとかいうこともあるかもしれません。

今、制度を聞いてみると、基本的に国税の場合、皆さん方にかけてきた所得税の税額の2.1%が、この復興税なわけですね。所得税の2.1%ですから、もしその所得税が発生する課税の段階で超過累進税をかけたならば、2.1%のままで復興税はどんどんもらえるということなんですよ。しかも、対象者は、超過累進課税ですから、裕福な富裕者、高額所得者からできるだけもらうことができるという意味ですから、私はそういう考え方もできるんじゃないかなと思います。

そういうことで、過去60%の最高税率とか75

%の最高税率もあったんですが、現在では45%に引き下げられているところの格差が出てきているんじゃないかなという気もいたします。

話を変えまして、次は福祉保健部長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス対策であります。今回の補正で提案されております、感染症に対応する医療従事者等への慰労金について、制度の内容をお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 慰労金につきましては、国の第2次補正予算に基づきまして、医療や介護・障害福祉サービス等に従事する方々に、勤務先等を通じて最大20万円を支給するものであります。

支給対象は、原則として、国が定めた機関である感染症患者1例目が発生した日から6月30日までの間に、医療機関等に通算10日以上勤務し、患者等と接した職員となっております。

支給額は、医療機関等については、県が入院受入れを割り当てた医療機関等であって、実際に患者などに診療等を行った場合は20万円、診療等を行っていない場合は10万円、その他の医療機関等は5万円となっております。

介護・障害福祉サービス等の場合では、感染または濃厚接触者である利用者への対応の有無により、20万円または5万円が支給されます。

**○太田清海議員** この慰労金の支払いと審査事務についてどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 慰労金につきましては、迅速に給付する必要がございますので、医療機関や介護・障がい者施設への報酬支払い手続を行っている国民健康保険団体連合会に、原則、申請受付及び医療機関等への振込業務を委託しております。

なお、審査及び交付決定等につきましては、県が実施し、県の審査を経たものについて、同連合会が支払いを行っております。

**○太田清海議員** このコロナ対策事業の中で、様々な不正が発覚しております。真面目に取り組んでいる事業所も本当に多いんですけれども、こういう事象というのは非常に悲しいことであります。

県内でも、生活福祉資金を詐取したり、もしくは県外でも、持続化給付金を4億円ほど詐取したというような事例もあります。とある新聞社でも、そういうことが最近報道されています。

慰労金の交付について、不正請求の防止といった執行の適正化をどのように行っていくのか伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 慰労金は、医療従事者等に感謝の意を表するものでありまして、執行を適正に行う必要があると認識しております。このため、医療機関等からの申請時や県における審査時、支払い後にわたり適正に執行してまいりたいと考えております。

まず、申請に当たり、支払い名簿の提出のほか、従事者本人からの申請書類を徴収するよう求め、県の審査においては、提出された各支払い名簿を名寄せし、重複確認などを行っております。

さらに、本人に適切に支払いが行われたかなどの事後確認ができるよう、証拠書類の県への提出または保管を義務づけしております。

これらの取組により、適正な慰労金の交付に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 5月11日の新聞報道でもありましたけれども、いろんな福祉施設での不正が一番多いのとはいう意味を持って書かれている

のだと思いますが、職員数とか利用者数をごまかすということのようです。それが一番何か多いような……。

本当にいろんなことが起こっておりますけれども、審査をしっかりといただきたい。委託は国保連にするということですが、県が責任を持って審査をするということですから、安心しております。ぜひ不幸なことが起きないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、多くの介護施設ができました。そういう施設の方々の意見を聞くと、今回いろいろなコロナ対策を県も国も打ってくれたけれども、どんなふうになっているのか分からないというような声も聞いております。

情報がなかなか伝わってこないということではありますが、国からの新型コロナウイルス感染症に関する事業等の重要な情報を、県内の介護施設等へ確実に伝えることが大切だと考えますけど、県の情報提供体制についてお伺ひしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県は、国や関係団体等から、新型コロナに関する対策や補助制度等の多くの幅広い情報を収集しております。これらの中から必要な情報を、速やかに介護施設等の皆様や市町村に伝えることが重要であると認識しております。

現在、県内には3,000を超える介護施設等があり、伝達すべき情報を随時、県ホームページの特設サイトへ掲載するとともに、適宜、メールやファクス等を用いて提供しております。中でも特に重要と思われる情報については、個別に郵送するなど、丁寧な対応を心がけております。

県としましては、今後とも、介護施設等が必要としている情報を、市町村や関係団体等と連

携しながら、迅速かつ確実に提供できるよう努めてまいります。

**○太田清海議員** 今、3,000を超える施設があるということでもあります。

施設の側も、自ら調べていこうという努力も必要だと思いますが、ぜひ情報漏れのないように、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じく福祉保健部長にお伺ひいたします。

市町村との情報提供、これは今までも議論されたようですが、宮崎市の場合は中核市ということで保健所も持っておりますので、記者会見をしたりして、いろいろ発表しております。

そのほかの市町村では、宮崎市がやっているのに、うちは何でやらんのかというような誤解も出てきているわけですね。それから、ある首長に言わせると、市町村の三役クラスには情報提供をしてもいいんじゃないかという意見もありました。

市町村との感染者情報の共有についてどのように考えているのか、お伺ひしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、情報共有につきましては、市町村の首長部局との間で「コロナ特命ホットライン」を設置しまして、毎日の感染状況の提供や、住民からの問合せに対するQ&Aの作成・提供などを行っているほか、市町村保健担当部局等との総合的な調整窓口も設置しまして、重層的に連携しております。

また、市町村からの要請を踏まえまして、情報共有のさらなる工夫について協議し、早速、情報共有の一層の迅速化ですとか、感染者本人等が生活支援を求める場合に、必要な範囲での情報共有を実施することとしたところであります。

す。

**○太田清海議員** いろいろ工夫されていることと思います。地域保健法第7条での保健所の秘密をきちっと守って管理するというようなことも書いてありますから、それをどんどん言いっ放しにしてしまうというようなことは違憲だろうと思いますよね。

私は、この質問をするときに、聞き取りをしながら、保健師さんたちが、感染者の気持ちに寄り添って、濃厚接触者の話を教えてくれと言ったとき、その信頼関係がなければ、なかなか言ってくれないというような苦労話も聞きました。私としては、こういう現場の思いを改めて思い知らされた感じがいたします。本当に御苦労であります。ぜひ情報がいい形で伝わるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

テーマは変わりました、病院局長にお伺ひしたいと思います。

地方移住の視点から、県立病院の看護師採用について、最近の県外からの受験者、採用者の状況をお伺ひしたいと思います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 令和元年度に実施した採用試験では、158名が受験し、51名を採用しましたが、このうち県外からの採用者数は19名と、採用者数全体の37%を占めております。

この県外からの割合は、平成29年度が17%、平成30年度が25%と、年々増加している状況にあります。

なお、受験者数につきましても、県外からの受験者の占める割合が、ここ3年で20%から23%へと増加する傾向がございます。

**○太田清海議員** 努力の効果が出てきているのではないかなとも感じます。頑張ってくださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の今の

状況の中で、地元回帰の傾向が強まるのではないかと思うんですけれども、県外からの受験者を増やすためにどのような取組をしているのか、再度お伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 御質問の地元回帰という点に関しましては、今年度実施した採用試験の面接では、「コロナ感染拡大を受け、地元で働きたいとの思いに至った」といった受験者の声も聞かれたところであります。

病院局では、毎年多くの新卒の看護師が県外に就職しているという本県の実情を踏まえまして、昨年度に実施した採用試験から、県外の経験者を優先して採用する「U I J ターン枠」を新たに設けまして、17名の受験者に対し12名を採用したところであります。

今後とも、県外に相談窓口として設置されておりますU I J ターンセンターにおける情報発信や、県内看護学校の卒業生への働きかけなどを通じまして、こうした優先採用枠の積極的なPRを図り、県外からの優秀な人材の確保と、本県出身者の地元回帰の促進に努めてまいります。

○太田清海議員 それでは、関連しますが、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

もしかしてコロナの関係で、宮崎県立看護大学の県内就職の状況に何か動きがあるかなと思ひまして、過去3年間の宮崎県立看護大学卒業生の県内就職の状況について、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県立看護大学卒業生の県内就職率につきましては、平成29年度は41.1%、平成30年度は34.4%、令和元年度は37%と推移しており、主な就職先としましては、県立病院、宮崎大学医学部附属病院のほか、地域の中核病院となっております。

大学では、県内就職率50%以上を目標に掲げ、様々な取組を実施しているところであります。県としましても、引き続き、その目標が達成されるよう、関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今年度の分はまだ決まっておりますので、統計が出ていないようではありますが、語弊があるかもしれませんが、コロナというこういった状況を利用して県内に就職してもらい、50%を超えるように、ひとつ、また頑張ってくださいなと思ひます。

次に、同じような視点から、生活保護についてであります。コロナの関係で、本県の実生活保護の保護率、申請状況はどうなっているのか、また、保護申請や保護の要否等を決定し通知するまでの期間に影響はないのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率についてであります。平成29年度が16.64%、平成30年度が16.55%、令和元年度が16.65%と、16.6%程度で推移しております。

そのような中、新型コロナ発生前後においても、今年2月の保護率が16.58%、6月が16.56%であり、例年と変わらない状況となっております。

保護申請の件数につきましては、今年2月に156件であったものが、3月に一旦207件まで増加したものの、4月から減少に転じ、6月には129件となっております。これは、給付金等の支給や各種生活支援資金制度が周知された結果と考えております。

また、保護の要否等を決定し通知する期間につきましては、現在の申請状況では直ちに影響があるとは考えておりませんが、今後の動向を

注視してまいります。

**○太田清海議員** 申請者の数が最近では減ってきているようなことを言われましたが、これもいろんな各種支援制度、定額給付金とか、そういったものの効果が今のところ出ているかもしれません。これがまた今後どうなるのか、私も推移を見守っていきたいと思います。

次に、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。外国人労働者の実態についてであります。

不幸なことに、長野県では2人の外国人労働者の方が雷に打たれて、1人は亡くなられたようです。宮崎県でも椎葉村のような例もあります。

それから、宮崎県商工会議所連合会でも、外国人材の受入れ環境の整備を要望してきているところでもあります。日本にこんなにいらっしゃったのかなという思いもあったりして。

そこで、質問したいと思います。本県における外国人労働者と外国人技能実習生の数をお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 国が取りまとめております外国人雇用の届出状況によりますと、昨年10月末現在の本県における外国人労働者は、前年より884人増加し、5,028人となっております。

このうち、技能実習生は3,546人で、全体の70.5%を占めており、全国の中で最も高い割合となっております。

**○太田清海議員** 椎葉の実習生の方は、本当に礼儀正しい方という報道もされていますし、社長自身が自分の子供のようにかわいがって、食事を取りに一緒に町に出たりとか、そんなことをして、村の人たちも、こんな田舎に来てくれてありがたいという思いもあったということでは

あります。

外国人技能実習生は、法令としては、日本で技能を学んで、それを母国に持ち帰って、どうぞ母国を発展させてくださいというのが法の趣旨でもあります。また、日本の文化ということも学んでいただきたいなとも思います。宮崎県のように対応していただければいいのですけれども、一方で、全国的には安価な労働力という思いで、不適切な対応もあったようでもあります。全国的に、そういった外国人技能実習生の失踪が年間どのくらい発生しているのか、また、技能実習に関する不適正な行為の内容としてどのようなものが多いのか、お伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 国によりますと、平成30年の1年間に失踪した外国人技能実習生は、全国で9,052人でありまして、技能実習生全体に占める割合は2.1%となっております。

また、国が平成30年に技能実習実施機関等に対して不正行為を通知した件数につきましては、全国で171件となっております。その内容は、「賃金等の不払い」が82件で、全体の48.0%と最も多く、次いで、虚偽の内容の賃金台帳を国に提出するなどの「偽変造文書等の行使・提供」が38件、全体の22.2%となっております。

**○太田清海議員** 分かりました。宮崎での取組というのもいいので、広めていただきたいなと思います。

次に、エコストーブのことについて、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

実は、10年近く前になるかと思いますが、井本県会議員の主導で、藻谷浩介さんの「里山資本主義」の中に載っていたエコストーブを作る

うということで、議員有志が集まって——県の職員の方も来られました——そして、鹿川の奥のそういったエコストーブを作ることを指導している方に来ていただいて作りましたが、このエコストーブを作ってみますと、本当に優れものということをつくづく感じております。完全燃焼、煙が出ない、煙たくもない。原理としては、火は上に燃え上がっていきますけれども、これは不思議なことに燃え下がっていくわけがあります。こんな話をすると、30分すぐたってしまうから、これくらいでやめておきますけれども。実は、我が家では、お米とお湯は私が毎朝沸かしておりますので、うちの家には電気炊飯釜はありません。もう処分しました。私の担当であります。

ということで、エコストーブの取組を広めてはどうかと思うのですが、県の考え方をお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 御質問のエコストーブ、いわゆるロケットストーブは、少ない燃料で高温燃焼する構造を持ち、木質資源を燃料としますと、地球温暖化防止対策につながり、また、災害時における利用も期待できるなどのメリットがある一方で、火力調節が難しいことや、屋内での使用には注意を要するなどの留意点もあるようであります。

県では、森林資源の有効活用の観点から、今年度、森林（もり）づくりボランティア団体の方々に対する研修で御紹介することといたしておりますが、地球温暖化防止にもつながることを踏まえまして、今後、地球温暖化防止活動推進センターなど、関係団体にも情報を提供してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 情報提供、ありがとうございます。そういうやり方でも、本当にありがたく

思っております。

思想としては、カーボン・イコールという思想ですね。空気中にある二酸化炭素を木が吸収して、それを使わせていただく。地球にせつかく眠っている石油・石炭を取り出す必要はない、空気中のカーボン・イコールということで循環させるということです。実は五ヶ瀬町が、まきストーブを大いに奨励しようではないかということで、基本条例にはうたわれていませんが、それを活用して、五ヶ瀬町の総合計画の中に、まきストーブの導入の促進、そして、その補助金制度もつくっておられます。五ヶ瀬町というところだから、自分の村の特性を生かした政策を打ち出しているというのは、なるほどなと思ったところであります。県の職員の方にも一生懸命取り組んでいる方もいらっしゃいますので、ぜひ広めてもらいたいかなと思っております。

次に行きます。警察本部長の質問が先になりますが、申し訳ありません、ちょっと順番を変えさせていただきます。県土整備部長にお伺いいたします。

河川・港湾行政についてであります。

洪水時に北川家田地区の霞堤の開口部から流入するごみ等の対策について、現状と今後の取組をお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 北川家田地区につきましては、近年の洪水等により川の流れが変わり、霞堤開口部付近の樹林帯が大きく減少しましたことから、地区内へのごみ等の流入が増加している状況にあります。

このため平成30年度から、流れを変えるための河道掘削工事や水制工の設置等を行うとともに、樹林帯の復元を目的とした竹の根の移植を行ってきたところであります。

今後、これらの対策の効果を十分に検証することとしており、さらなる対策が必要な場合には、地域住民の方々や専門家の意見も改めて伺い、対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、先般の台風10号では、北川の水位の大幅な上昇がなかったことから、農地への大きな影響は生じていないと伺っております。

**○太田清海議員** 私も現場を2回ほど見ましたけど、今回の台風の影響はまだ出ていなかったようです。ただ、少し川筋が変わっているところがあるなという感じもいたしましたけれども。

現場に行ってみたら、地元の人とばったり会って、その人が、堤防を少し長くして曲げてもらえんかというような話もされておりました。今後検証しながら、何が一番いいのかということも、私たちのほうからも提案したいと思いますし、ごそ(ごみ)がたまると、農業をやっている霞堤の中の人たちは、本当にやる気を失ってしまう、そんなことをさせないためにも、後継者づくり、まちづくりのためにも、ぜひこの問題を解決していただきたいなと思っております。

次に、長浜・方財海岸の現状について、県はどのように認識しているのか、いわゆる浸食を受けていると思うんですが。また、五ヶ瀬川河口の土砂採取が与える影響についてお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長(明利浩久君)** 長浜・方財海岸につきましては、海岸の状況を把握するため、平成21年度から定期的に測量を行っており、これまでの測量結果から、そのときの気象状況によって、浸食と堆積を繰り返している海岸であると認識しております。

なお、昨年の測量結果では、台風による高波を受け、前年と比較しますと、陸域が浸食され、沖合に堆積している状況にあります。

また、土砂採取の影響についてですが、砂の移動は、河川や波浪、潮流の作用など様々な要因がありまして、土砂採取と砂の流出の関係を把握することが難しいことから、今年度新たに、五ヶ瀬川河口の導流堤かさ上げ工事を行い、その周辺の砂の動きをモニタリングすることとしております。

**○太田清海議員** 注釈は述べませんが、次に質問したいと思います。

長浜・方財海岸の今後の取組について、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長(明利浩久君)** 両海岸につきましては、現在、専門家を交えまして、地元住民の皆様との意見交換や現地調査を行っております。今年度、海の中を含め、海岸一帯の砂の移動に関する解析にも着手したところであります。

また、長浜海岸では、現地調査での御意見等も踏まえまして、昨年の台風で高波が森林に侵入した箇所のかさ上げ工事を実施したところであります。

方財海岸では、先ほど申し上げました導流堤のかさ上げ工事を行い、その上で定点観測カメラを設置し、砂の動きや波浪の状況などをモニタリングし、影響把握に努めることとしております。

県といたしましては、砂浜の保全につきまして、今後とも地元の皆様のご意見を十分伺いながら、取組を進めてまいります。

**○太田清海議員** それでは、もう一つ。

台風10号が来ましたが、これで方財海岸の護岸の上のところ、がっばり掘れて陥没

しております。今後のその対応について、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長(明利浩久君)** 議員御指摘の箇所につきましては、今回の台風10号の高波により、護岸及びその背後の海浜公園の一部が、約40メートルにわたり被災したものであります。

被災箇所の周辺は、過去にも同様の被害を受けましたことから、災害復旧工事に加えて、波消しブロックを設置するなどの補強を行ってきたところではありますが、今回は、基礎部分の施工が建設当時のままの箇所が陥没したところがあります。

現在、測量や設計、応急的な対策工事の準備を進めているところでありまして、今後、国の災害復旧事業制度も活用しながら、早期の復旧に努めてまいります。

**○太田清海議員** これはもう以前から訴えているところですが、波というのは今後も延々と続くだろうと思います。河川というのは、台風が来たときとか、ある程度限定的に考えることができますが、海岸というのは、永遠に波は打ち返して影響を与えます。だから、いつも言っておりますが、「一浜いじれば七浜たたる」。どこかをいじったら、その影響がどこかに出るとというのが海岸であります。

そしてまた、この問題は非常に長く時間がかかっております。現地の人たちは、早く結論を出してくれ、こんなに海岸が迫って松林の中まで潮が来るようになっていないか、これは因果関係はあるじゃないかというのが思いなんですよね。砂利採取法の第19条では、公共の用に供する施設が損傷しているなら、許可をしないという条項もあります。私は、県がどう判断するかどうかと思うんです。

それから、この砂利採取によって業をなしている人、その生存もかかっているわけです。このところは、私は一番経費のかからない、お互いが共存できるような方法とか、私の立場から、現地の人々の立場からすると、もう砂利採取はやめてほしいというのがあるわけです。今言われたように、地元の人たちと今後もう少し協議するというのなら、ちょっと深く協議できるように私たちも努力してみたいなと思っております。

今まで砂利採取をしてきた歴史的な量を出している人がいますけれども、50万立米を長浜方面から取ったそうです。50万立米というと、1立米四角を並べていくと福岡から鹿児島まで連なっているというのを、あそこの延岡の海岸から取っているわけですから、それは影響ないとは言えないぐらいのものはあると思うんです。いずれにしても、もう少し結論を出すように、少し私たちも働きかけたり、県も努力してもらいたいなと思っております。

最後になります。警察行政について、まずお聞きしたいと思います。

地域や教育機関等に対する犯罪抑止等を目的とした講習会等の実施状況について、お伺いしたいと思います。

**○警察本部長(阿部文彦君)** 県警では、敬老会、地域集会等において、高齢者がうそ電話詐欺の被害に遭わないための防犯講話や、交通事故に遭わないために夜間の反射材活用を勧めるなどの交通安全講話を行っております。

小・中・高校の児童生徒に対しましては、スマートフォンの普及に伴い、インターネットを悪用した犯罪に巻き込まれないための情報モラル教室や、自転車による交通事故をスタントマンが身近で再現してみる形での交通安全教室な

どを行っております。

また、宮崎刑務所において、社会復帰を目指す受刑者に対し、犯罪被害者等が、被害そのものだけでなく、その後も苦しみ続ける現状等を講話するなどの矯正教育を行っているところがあります。

引き続き、これらの講習等を実施し、宮崎の安全・安心に貢献してまいります。

**○太田清海議員** 私が気になったのは、京都アニメーション放火殺人事件、この犯人が手厚い看護を受けて退院するときに、「こんなに人生の中で優しくされたことはない」という言葉を残したそうであり、看護師たちに対して。この人の生き立ちとかがどんなものであったか分かりません。ただ、これに反応したのは、延岡では「小さいときから俺はいじめられていた。この放火事件の犯人のこの言葉を聞いたときに、自分と一致するようなどころがあって」というような述懐をされた方もいらっしゃいます。

なぜ私がこんなことを聞いたかということ、言われたように、敬老会で私たちの地域でも、お巡りさんが、うそ電話詐欺にかかったらいかんよということを一息懸命言っています。本当にそれぞれが、それぞれの立場で頑張っておられます。

私も仕事上、市役所にいたときに、犯罪者の家に後片づけに行ったことがあります。まるで獣です、獣の家のようなところに犯罪者が住んでいた。「汚い」という言葉がいいかどうか分かりませんが、本当に煎餅布団で、ラーメンのいろんなステッカーが散らばっている、獣の臭いのするようなどころに入ったりしました。そういう犯罪者の人が悪いということじゃないけれども、この人たちがどのような生き立ちだっ

たのかということを考えてときに、私は警察官というのは、そういう世の中のいろいろな家庭の環境を見たりするベテランでありますし、酸いも甘いも知っている人だと思います。警察官が知り得た情報については、守秘義務がありますから、簡単にぺらぺらしゃべることはできないと思いますけれども、そういった人間の生き方、生き立ちなり、みんなの教訓になるようなところを、べらべらしゃべるといような意味じゃなくて、何かを世の中に残せたら、みんながまた考えるところがあるのかなと思って。私は、警察官の方が、みんなが怖いということじゃなくて、みんなの先生だというような気持ちで、この質問はさせていただきました。

ということで、私の質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 次は、日高陽一議員。

**○日高陽一議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。宮崎県議会自由民主党、日高陽一でございます。

昨日、大坂なおみ選手が、テニスの世界四大大会であります全米オープンで見事優勝されました。1セット目をいきなりブレイクされ、大変厳しい状況での逆転優勝でありました。コロナで疲弊している中、久しぶりに感動する話題を聞いたような気がいたします。

私も今日は、コロナで疲弊している大変厳しい状況であるこの宮崎が大逆転できるような質問をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな影響を与えました。WHO(世界保健機構)のテドロス事務局長は、「私たちはウイルスと長い間付き合うことになる」と、今年4月の時点で発言されました。そのとおり、新型コ

コロナウイルスが確認されてから9か月がたとうとしていますが、世界的に見ると、いまだに収束が見通せない状況にあります。

しかしながら、この9か月の間に、世界で様々な知見が得られてきており、これからのウイズコロナ時代、私たちは、世界からの正しい情報を基に、「正しく恐れる」ことを意識しながら生活をしていかななくてはなりません。

宮崎の経済も大きな影響を受けています。特に、宮崎の主要産業であります観光業、交通・宿泊・飲食業と大変な状況にあります。今、一番世間が求めているもの、それは安心安全です。ならば、日本一の安心安全を取り入れることによって、観光宮崎を取り戻すことができるのではないのでしょうか。

まずは、ウイズコロナ時代における観光推進のための取組について、お伺いしていきたいと思えます。

これからのウイズコロナの時代、観光宮崎を取り戻すには、県外との往来に対する県民の不安を払拭するとともに、全国に向けて、感染予防に向けた本県の取組をしっかりと発信していかななくてはなりません。そのためには、水際対策が必要だと思えますが、宮崎空港及び宮崎カーフェリーにおける感染拡大防止のための水際対策について、総合政策部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

**○総合政策部長(渡邊浩司君)** [登壇] お答えいたします。

宮崎空港では、国内線の到着口にセルフ検温計を設置いたしまして、到着された方が自身の健康状態を把握できるようにするとともに、感染防止に係る注意喚起や、発熱があった場合な

どの対応の周知を図りますため、ポスターの掲示やチラシの設置を行っております。

なお、利用者の多い羽田、伊丹、福岡などの6つの空港では、出発時に検温を行い、発熱者には、航空会社が搭乗自粛を強く要請しております。本県への到着便に発熱者が搭乗していることは、ほぼないものと考えております。

また、宮崎カーフェリーにおきましても、宮崎港、神戸港とも乗船時に乗客全員の検温を行い、発熱者は乗船をお断りするとともに、乗船中の発熱者の発生等に備え、個室をあらかじめ確保しておりますほか、空港と同様、ポスター、チラシによる注意喚起等を行っているところであります。以上であります。[降壇]

**○日高陽一議員** 発熱者に航空会社が搭乗の自粛を強く求めているということをお聞きまして、本当に安心いたしました。

宮崎県は、10年前に発生した口蹄疫から、消毒マットを各所に設置するなど、新たな生活様式を手にしました。そして、宮崎ブーゲンビリア空港は、日本一の防疫体制ができているとも言われています。宮崎カーフェリーにおいても、いち早く検温を実施され、防疫体制を整えていらっしゃいました。

県民の皆さんが懸念しているのは、県外からの感染者の立入りです。様々な形で水際対策を行っている宮崎県ですが、もしも、来県された方の中で体調不良の方がいらした場合には、すぐに対応する必要があると思えますが、空港やフェリー利用者に発熱などの症状がある場合の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(渡辺善敬君)** 新型コロナの感染拡大を防止するためには、空港やフェリーの利用者で発熱などの症状がある場合、速やか

に医療機関を受診し、医師の判断の下、検査を行うことが必要です。

発熱などの症状がある方には、空港等のポスターにも記載されております「新型コロナウイルス感染症健康相談センター」の専用電話に御相談いただくことにより、このセンターにおいて、相談内容に応じて、医療機関への受診や管轄保健所への連絡などの対応を行っております。

**○日高陽一議員** 自己判断にするのではなくて、市や空港と連携して確実に対応していただくことで、県民の安心につながってくると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

先日、PCR検査を行う衛生環境研究所を視察し、職員から話を伺いましたが、感染のリスクがある中、日々緊張感を持って業務に当たっているとのことでありました。

検体の採取方法は、以前の綿棒を使い鼻の奥から採取する方法から、現在は、より感染のリスクの少ない唾液からの採取が主流になっているそうです。検査の際には、唾液の希釈など、作業と感染のリスクが増え、機械に乗せ検査するまでに2時間以上の時間がかかっているとのことでした。

県は、1日当たりの検査可能件数を300件程度まで増強されましたが、第2波の到来時には、クラスターも発生し、500件近くの検査が必要となったとのことでありました。季節性インフルエンザの流行期には、発熱性の症状を訴える方が大幅に増え、検査件数が急増することが見込まれることから、今後は、民間会社を含めて万全の体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、県内の交通事業者等における感染防

止対策についてであります。

県内での移動においては、県内外の方に安心してバスやタクシー等を利用していただきたいと思いますが、このためには、交通事業者におけるコロナ対策の実施状況について、まずは県民に理解していただくことが重要だと思います。交通事業者等の感染防止対策を県民にどのように周知していくのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長(渡邊浩司君)** 公共交通機関の利用回復を図りますためには、安心して利用できますことを県民に広く知っていただく必要がございます。

交通事業者では、事業者ごとのガイドラインに基づき、車内の換気や消毒、ソーシャルディスタンスの確保、ビニールカーテンや消毒液の設置など、徹底した感染防止対策を取られております。

県におきましては、今後、「みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業」により、交通事業者と連携した利用回復に本格的に取り組むこととしておりました。利用促進と併せて、このような事業者の感染防止対策につきましても、ホームページやSNSなどを活用した積極的な情報発信を行い、公共交通機関の安心安全につきまして、広く県民に周知してまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** タクシー、バスを利用した方が感染するといったことは、本県でまだ発生しておりませんので、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

県外からのお客様が楽しみなのは、やはり食の宝庫宮崎の新鮮な食材を使用した食事だと思います。しかし、町なかに行くと、感染確率が高いなどの声もいまだにあります。そして、感

染リスクを怖がっているのは、地域の方だけではなく、飲食業の方々もそうだと思います。県外の方の中には、ホテルの食堂や自分の部屋で食事を済ませてしまう方もおられると思います。

県では、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」として、今月1日には、知事が宮崎市長とともに飲食店の一斉点検をされましたが、「県内一斉ガイドラインの点検の日」とはどういったものなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 飲食店での新型コロナウイルスに対する安全・安心の確保のためには、例えば、入店者の名簿作成や体温測定、従業員のマスク着用や定期的な換気の実施など、感染拡大防止対策のためのガイドラインの遵守が重要であります。

そのため8月17日に、飲食業関係団体と県・市町村が連携して、ガイドラインの遵守に向けた対策に取り組んでいくことを共同宣言したところでありまして、その一つとして、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」と定め、関係団体が定期的な点検を実施し、県・市町村が支援することといたしました。

最初の点検日となった9月1日には、全26市町村において、関係団体と県・市町村の職員が一緒になって、チラシやステッカー等の配布による、店舗や住民の方々への周知啓発活動を実施したところであります。

**○日高陽一議員** 最近では、東京都をはじめ県内自治体でも、対策をしている店舗に、それが見える化するステッカーやポスターなどを配る取組が始まっています。飲食店の各店舗の皆さんには、しっかりと対策を取っていただきまして、県民、そして県外からの旅行者等に安心し

て楽しんでいただけるよう、取組の周知や支援を進めていただければと思います。

次に、プロ野球キャンプについてであります。

今年は、コロナの影響で東京オリンピックが延期になりました。さらに、甲子園、全国高校総体などについても中止となったところありますが、県内では代替大会が行われ、肩を落としていた高校3年生にとってすばらしい思い出になったと思います。企画していただいた関係者の方々には、心から感謝をいたします。

さて、本県では、例年であれば秋、そして春にプロ野球キャンプが実施されます。現在、この宮崎県でキャンプを行うソフトバンクホークスと読売ジャイアンツが各リーグの1位であります。そうすると、秋季キャンプは多くのファンがこの宮崎を訪れ、大きな経済効果が生まれます。

しかし、今年の秋季キャンプは、コロナの影響で、プロ野球の日程が通常の秋季キャンプが行われる11月下旬までずれ込むことから、実施されない見込みと聞いております。秋季キャンプに関しては仕方ありませんが、ぜひ春には、7球団が宮崎においてキャンプを行っていただきたいと思います。

そこで、春季プロ野球キャンプに向けた球団との調整状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 来春のプロ野球キャンプは、特に、新型コロナウイルス感染症防止の万全の対策が必要であると考えております。

このため県では、各球団へのキャンプ実施支援金のほか、キャンプ時における感染症防止対策の支援事業を設けますとともに、受入先の自

治体等と連携し、各球団と、キャンプ実施に向けた調整を行っているところであります。

現在、各球団から頂きました御意見等を参考に、プロ野球キャンプ用の「感染防止対策ガイドライン」の作成に、受入先の自治体等と共同で取り組んでおりまして、安全安心な受入れ環境を整えていくこととしております。

**○日高陽一議員** 球団も、ソーシャルディスタンスを考えた観客の入場規制がありまして、チケットを10倍の値段で販売しないと厳しいという報道もありました。

興行収入を考えると、宮崎で行うキャンプは、例えばソフトバンクホークスは、球団職員、選手、関係スタッフの宿泊代、交通費、道具の運搬費など、大きな出費が重なります。ホームグラウンドのPayPayドームも、コンサートなどの大型イベントがキャンセルになっているため、選手に球場を使用してほしいのではないのでしょうか。

このままずっとキャンプを行ってくれるとは限りません。こんな厳しい状況だからこそ、しっかりと各球団と連携していただきたいと思っております。

政府は、先週金曜日、感染対策として行っているイベントの参加人数制限の緩和案を示し、プロ野球やJリーグなどの試合の観客については、19日から会場の収容人数の50%を上限とし、5,000人の人数制限を撤廃いたします。

多くのファンが、この宮崎の春季キャンプを楽しみにしております。そこで、観客を入れたプロ野球キャンプ実施の検討状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 来春のプロ野球キャンプにおきまして観客を入れるかどうかにつきましては、球団や受入先の自治体等

との間で前向きな意見がある一方で、感染防止の観点から慎重な意見も出ているところでございます。現在、関係者間で協議を行っている状況でございます。

観客の取扱いにつきましては、国の方針でありますとか、国内の感染状況、各球団の考え方を踏まえながら、今後決定されていくものと考えております。

春季のキャンプは、毎年、県内外の多くのファンでにぎわい、本県に大きな経済効果をもたらしますスポーツランドみやぎの大きな柱でありますので、感染防止対策など、観客を入れたキャンプ実施の可能性について、受入先の自治体や球団等と、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 観客を入れた場合の感染症対策等、例年以上に人的な負担や対策費用も必要になってくるとは思いますが、例えば、観客の入場を有料の事前予約制にすれば、ファンを迎えることが可能ではないのでしょうか。予約制にすることによって、どこのどなたが来県されたか把握することができますし、また有料にすることで、観客の感染症対策に充てる費用も捻出できるのではないかと思います。

出店される飲食店等についても、密は避けなくてはなりませんが、感染症防止対策をしっかりと求め、さらに点検を行い、必要な対策を取っていることを発信することによって、にぎわいも取り戻すことができるのではないのでしょうか。

本県に大きな経済効果やPR効果をもたらす春季キャンプでありますので、ぜひとも観客を入れてのキャンプ実施に向けて、引き続き関係者間での検討をお願いいたします。

次に、移住対策などについてであります。

先日、東京への人口流入に急ブレーキがかかっているという記事を目にしました。記事では、「コロナを懸念し、密を避けるため、転入者の数が伸びなかったことが要因ではないか」との専門家の意見もありました。

人材派遣大手のパソナグループでは、本社機能の一部を淡路島に移転し、来年の春までに約1,000人の社員を淡路島に異動させるとのことです。

このコロナ禍で、地方への移転等を考えている企業も少なくはないと思います。本県においても、このような動きを捉え、移住や企業誘致につなげる取組をしっかりと行う必要があるのではないのでしょうか。

このような中、私が注目しているのは「ワーケーション」であります。今年7月27日、政府の観光戦略実行推進会議で、現在、総裁選を戦っている菅官房長官が、このワーケーションの普及などに言及されました。

全国で動きのあるワーケーションですが、和歌山県では既に平成29年に、全国の自治体に先駆けてワーケーションを周知・普及するためのPR活動を展開されています。このワーケーションは、宮崎にとって大きなチャンスではないのでしょうか。

先日、行徳山に行く機会がありました。ここには、宮崎駿さんの映画に出てきそうな、宮崎出身の私でさえ感動する森林空間がありました。

実業家のホリエモンさんも、先日、大崩山を流れる祝子川を沢登りする映像をアップされていましたが、ここは本当に日本ですかというような、すばらしい映像がアップされていました。ぜひ知事も御覧いただきたいと思います。

ほかにも、宮崎ならではの癒しの空間はたく

さんあるはずです。

このような中、本県においても、今年度6月補正予算で、ワーケーションを挙げた取組が初めて事業化されています。まずは、この森林空間を活用したワーケーション支援事業の取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 御質問の事業では、ワーケーションに関する県内外の企業等のニーズ調査を行いますとともに、市町村に対しましては、森林空間を生かした体験プログラムの開発や、テレワークに必要なWi-Fi環境の整備等の支援を行うものであります。

その取組状況であります。ニーズ調査につきましては、先日、外部に委託したところであり、また、自治体支援につきましては、要望を踏まえ選定いたしました1市4町に対し、今月末に、有識者を交え、先進事例の紹介や意見交換を内容とする研修会を開催いたします。

今後、ニーズ調査結果やマッチングの機会を自治体に提供することにより、特色ある体験プログラムの開発につなげ、宮崎らしい豊かな森林空間を生かしたワーケーションを推進してまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** この事業をきっかけに、本県にもワーケーションが周知されて、取組が活性化することを期待しております。

他県にはない宮崎のすばらしい場所でワーケーションをと話しましたが、県内には、九州で唯一、日本オートキャンプ協会が認めた4つ星のキャンプ場「ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場」があります。窪菌議員も、金曜日、祝詞の中で丁寧に御説明いただきましたが、2日たつと忘れる先輩もいらっしゃいますので、改めてお聞きいたします。

「ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場」におけるワーケーションに向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 御質問のオートキャンプ場は、高千穂の峰が眺望できるなど雄大な自然の中にあり、近年、アウトドア志向の高まりなどから、利用者数が増加傾向にあります。

一方、企業等においては、ワーケーションへの関心が高まっておりまして、地元小林市におきましても、コワーキングスペース「テノッセ」を軸としたワーケーションの取組が検討されているところであります。

こうしたことから、県では、老朽化したトレーラーハウス4棟を木造キャビンに建て替えますとともに、既存の木造キャビン10棟と併せまして、光ケーブルやWi-Fiなどのテレワーク対応工事を実施し、ワーケーションにも利用できる施設として整備を進めているところであります。

**○日高陽一議員** 楽しみです。私も行きたくなりました。

施設整備が完全に整ったら、そこに誘致をしなければなりません。全国一斉に取り組んでいるワーケーションですので、他県と同じような誘致ではなかなか厳しいと思います。

椎葉村では、元地域おこし協力隊の方が代表として合同会社を設立され、アウトドアで有名なスノーピークビジネスソリューションズとパートナー契約を提携し、ビジネスパーソン向けの野外研修サービスを提供していらっしゃいます。今後は、今年7月にオープンした交流拠点施設「K a t e r i e」の活用も想定されているとのことです。ウイークポイントである発信力を民間の力を借りることで補う、とてもい

い事例だと思しますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

宮崎には、秋と春に、たくさんのスポーツチームがキャンプに訪れます。これを、スポーツチームだけに限らず、企業を対象にすることはできないのでしょうか。企業に宮崎でキャンプを張ってもらうことで、閑散期が生まれる宮崎の宿泊先も少なくなるのではないのでしょうか。プロ野球球団は12球団あり、それを沖縄と綱引きしております。しかし、企業になると、国内に300万ほどの企業が存在します。たくさんの宮崎の魅力とともに、スポーツキャンプ誘致のノウハウを生かし、ぜひこの企業キャンプを進めていただきたいと思います。そうすることで関係人口も増え、宮崎を気に入ってくれば、そのまま企業誘致にもつながってくるのではないのでしょうか。

和歌山県では、県職員もワーケーションを実証しているとのこと。企業に推薦する前に、ぜひ県庁でも取り組んでいただきたいと思います。

他県にはなかなかない宮崎の魅力の一つに、世界大会が行われるほどのすばらしい波があります。約400キロメートルにわたる海岸線に変化に富んだ多くのサーフポイントがある、この環境を目玉にするのも、大きなセールスポイントになるのではないのでしょうか。今年9月に開催されたワールドサーフィンゲームスでは、全国、そして世界に、宮崎のサーフィンの聖地としてのポテンシャルの高さを示せたのではないのでしょうか。

そこで、サーフィンの魅力を生かした移住の促進について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 本県には既に

多くのサーファーが移住しておられ、移住の促進におきまして、サーフィンは他の都道府県と差別化できる大切な地域資源であると考えております。

このため昨年度は、全国からサーファーが集うワールドサーフィングゲームスの期間中、移住のPRブースを設置いたしましたほか、大会に会場された移住希望者と既に移住されているサーファーとの交流イベントを開催しまして、実際に4名の方の移住につながったところであります。

また、7月には、日向市と連携し、金ヶ浜から中継で、移住されたサーファーに体験談を話していただくオンラインでの移住セミナーを初めて開催したところであります。16名のサーフィン愛好者に御参加いただいたところであります。

今後とも、市町村等と連携しながら、本県のサーフィンの魅力を生かした移住促進に力を入れてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** サーフィンは、本県が有する大きな魅力の一つです。

青島中学校にはサーフィン部がありますが、中学校の部活動でサーフィン部があるのは、恐らく全国で唯一なのではないでしょうか。私の友人の仲間に、親が子供をその全国唯一のサーフィン部に入部させたくて、この宮崎に移住してきた家族もいます。

そのほかにも、鶴戸中学校ではサーフィンの授業があるほか、日向市にはサーフィンのスポーツ少年団があります。このような、他県にはない宮崎の魅力をどんどん発信するべきだと思います。

そして、サーフィンを宮崎で学んだ子供たちは、将来またこのポテンシャルの高い波を求め

てUターンしてくることも考えられるのではないのでしょうか。

サーフィンをはじめとする様々な本県の魅力を知っていただくことで、本県への移住を本気で考えてくださる方も増えてくることと思います。

このためには、宮崎の関係人口を増やしていくことが重要だと考えますが、将来的な移住につながる関係人口の創出について、取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県ではこれまで、都市部の若者を対象に、ワーキングホリデー事業を実施してきております。今年度は、コロナ感染拡大防止のため実施を見送っておりますけれども、昨年度は、農業や観光業など9つの事業所に29名を受け入れ、宮崎への関心を高めていただいたところであります。このうちの1名の方が移住しておられます。

また、本県への移住希望者が登録される「ひなた移住倶楽部」の会員に対しましても、本県のイベントの情報等を提供するなど、つながりの継続に努めているところであります。

さらに昨年度は、各県外事務所と連携して、本県出身者や関心のある若者等が交流します「ひなたフォーラム」等のイベントを実施したところであります。今年度も、オンラインによる開催を検討しております。

今後とも、将来的に宮崎での暮らしを意識していただけるような関係人口の創出に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 関係人口を増やして、宮崎を知っていただくことで、移住につながります。関係人口は様々な形がありますので、引き続き、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、農水産業の振興についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の農畜水産物への影響は、県の試算によりますと、119億9,000万円とのことでした。消費現場を見ると、業務需要に影響が出ておりますが、その反面、巣籠もり需要によって家庭内の消費が増えております。

これまで、野菜では毎年300万トン程度が輸入されまして、主に加工業務用として消費されておりますが、中国産野菜が一時的に滞ったことなどから、2月以降は2割から3割減少しております。これは業務需要の減少の影響もありますが、輸入から国産野菜に変更する消費者の動きの影響もあるようです。

国では、安倍総理が議長となって「農林水産業・地域の活力創造本部」を開き、外国産から国産品への原料切り替えなどによる国内生産基盤の強化、国民理解の醸成を進めることとしております。

私は、今回のコロナ禍において、まさにピンチをチャンスに変える施策として、農産物の国産回帰を進めるための生産構造の改革が必要であると考えておりますが、県の考えを郡司副知事にお伺いいたします。

**○副知事（郡司行敏君）** これまで取引のなかった加工事業者等から、原料用の農産物の供給について打診が来ている、そのような声を農業団体や農業法人の皆様から伺っているところであります。

これは、議員御指摘のとおり、コロナ禍により海外からの原料用農産物の調達が困難になったり、あるいは安定調達への不安が生じていることによるものと考えます。

県といたしましては、この国産回帰の動きを

チャンスと捉え、安定供給に向けた生産体制の強化に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

このため、農地の集約による大区画化やゾーニングなどの生産基盤づくりに継続的に取り組むとともに、スマート農業技術の実装による超省力・高収益など、年間を通じた生産体制への転換を進めてまいります。

さらに、地域ぐるみでこれらのニーズに対応するため、JAフーズの取組のような契約取引と受託作業を一体的に担う「耕種版インテグレーション」の取組を根づかせることが大切だと考えております。

今後とも、市町村・関係機関と連携しながら、高い生産性と安定した供給を両立できる生産構造への改革に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ありがとうございます。生産構造の改革をどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響の一つとして、農業現場における雇用労働人材の問題についてであります。

世界的な感染拡大により出入国が制限される中、外国人技能実習生等の入国が困難な状況にあります。

私のキュウリ農家の先輩も、今年1月に面接し決まったミャンマーの実習生が入国できない状況で、現在いつ入国できるか情報がないため、どのくらいの面積に定植すればいいのか決められず、大変困っているという話をしていました。

一方で、飲食業界などコロナの影響を受けている業界を見ますと、出勤日数の減少や勤務時間の調整等により収入減に陥っている方が多く

見受けられます。これらの方々を農業現場の雇用労働人材として呼び込み、活躍していただけるチャンスではないかと考えます。

そこで、コロナ禍における農業雇用労働人材確保に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 県では、収穫時など短期の労働力を確保したい農業現場と、コロナの影響を受け、副業として週1日でも就労を希望される方々などをつなぐ、新たな体制構築に取り組んでいるところでございます。

具体的には、7月補正予算で措置した「農で支える短期就労マッチング体制構築事業」により、県外で実績のある企業を核に、JA宮崎中央会、県農業法人経営者協会が一体となりまして、支援組織「みやざき農業労働力支援協議会」を7月末に設立し、本県の農繁期に向け、募集方法や受入れ地域等の検討を進めているところでございます。

本事業によりまして、短期就労のメリットを農業者の皆様に御理解いただきながら、多様な人材が副業として農業で活躍できる、新たな就農モデルの確立に努めてまいります。

**○日高陽一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

人口減少に伴い、国内の農畜水産物のマーケットは縮小傾向にありますが、世界の人口の増加は著しく、日本の農畜水産物の輸出額が伸びる余地があると考えます。

FAO（国際連合食糧農業機関）のデータによりますと、平成28年の日本の農業生産額は世界で6位、一方で、農業輸出額は54位とのことです。輸出が思うように伸びない状況は認識していますが、このような状況だからこそ、本県

でもコロナ収束後を見据えた対策が必要ではないでしょうか

そこで、コロナ収束後を見据えた本県農畜水産物の輸出対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 海外におきましても、外食需要の減少や航空便等の減便等によりまして、本県の主要品目である牛肉や養殖ブリなどの輸出量が減少した一方で、家庭向け食材の鶏卵など増加した品目もあり、消費動向に変化が見られております。

このため県では、6月補正予算の「輸出ニーズ対応型産地づくり強化事業」等を活用いたしまして、輸出促進コーディネーターに委託して、市場動向の把握や販路開拓の調整等を行いますとともに、輸出先国の需要や規制等に対応する産地への支援強化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、生産者、関係団体と一体となりまして、海外ニーズを的確に捉えながら、商品や産地づくりを着実に進めまして、本県農畜水産物の輸出のさらなる拡大を図ってまいります。

**○日高陽一議員** コーディネーターとしっかり連携して、ぜひとも対応していただきたいと思ひます。

続いて、養殖業についてお伺いいたします。

先日、ノルウェーにおけるサーモン養殖について目にすることがありました。ノルウェーでは、非常に養殖が盛んに行われており、効率のよい加工・流通システムで多くのサーモンが輸出され、養殖の先進国ということで、非常に大規模で生産性の高い技術を持っているようです。

この養殖については、生産量も右肩上がり、我が国よりも40万トン以上も多い140万トン

の生産をしており、今後も最先端の技術開発により増産し続け、2050年には420万トンという生産目標を掲げているそうです。また、ノルウェーの漁業者数は日本の10分の1ですが、1人当たりの生産金額が約7,000万円弱と、我が国の7倍以上となっています。

このような中、本県では平成30年に海面養殖振興方針を策定し、海面養殖の成長産業化に向けて取り組んでいるとのことですが、国でも本格的に養殖業を振興していくため、今年7月に水産庁が、生産から販売、輸出に至るまでの戦略「養殖業成長産業化総合戦略」を策定しているようです。今後、世界情勢を踏まえた場合、アフターコロナを見据えて、新型コロナの影響を大きく受けている本県養殖業の構造改革を進め、成長産業化を図っていくべきではないかと考えているところです。

そこで、まず初めに、本県養殖業の成長産業化に向けた課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 本県の海面養殖業につきましては、ブリ類やマダイなどを中心に、生産量で約1万4,000トン、生産額で約90億円に上り、重要な産業となっております。

また、世界的には、人口増加や健康志向の高まりによる水産物需要の増大を背景といたしまして、御指摘のように、ノルウェー等の先進国では、大規模で効率的な生産と輸出拡大により、成長産業化が図られております。

しかしながら、本県を含め我が国の養殖業においては、経営規模が小さく、生産から販売までの過程で効率化が図られていないため、輸出拡大による成長産業化を目指すに当たりましては、品質が高く、味が良いといった評価がある

一方で、価格が高く、供給が不安定といった課題がございます。

**○日高陽一議員** 本県の養殖業の成長産業化を図るには、より生産性を高めるとともに、国内外の需要に応じて生産から加工、販売を行うマーケットイン型の養殖に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

以前、常任委員会での報告でもありましたように、本県でも串間のほうで大規模な沖合養殖システムの開発を進めておられましたが、現在の取組状況も含め、本県養殖業の成長産業化に向けた取組状況と方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 県では、平成30年に海面養殖振興方針を策定しまして、関係市町や団体等と連携して、各種施策に取り組んでおります。

具体的には、県南地区では、生産性の向上や輸出拡大を目的として、来年初期の開始を目標に、従来よりも約18倍あるブリの大型生けすを用いた沖合養殖システム実証試験の準備を進めております。

また、小規模経営体を中心となる県北地区におきましては、コロナ禍において、生産や販売の効率化に必要な規模拡大や協業化等の課題が浮き彫りになったことから、7月補正予算を活用いたしまして、地域一体となって経営合理化に向けて取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、水産物の安定供給と地域経済の活性化を図る上で重要な養殖業の成長産業化に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 先進国ノルウェーに少しでも近づけるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、発達障がいのある子供への支援についてであります。

2010年に実施された文部科学省の調査によりますと、通常の公立小中学校において、1クラスに2名程度の児童生徒が何らかの発達障がいがある可能性があるとのことでした。

現在県では、通常の小中学校に通う発達障がいのある子供たちへの支援について、学校を所管する教育委員会、そして放課後等デイサービスを所管する福祉保健部において、それぞれ取り組まれていることと思いますが、現場の声を聞きますと、学校と放課後等デイサービス等の学校外の施設が十分に連携できていないのではないかという声も聞かれるところでもあります。

発達障がいのある子供たちが安心して生活を送っていくためには、学校現場や地域の理解、そして発達障がいのある子供の保護者への支援が特に必要だと考えます。

そこで、まずは、通常学級で発達障がいのある子供を指導する教員に対してどのような支援を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 発達障がいのある子供への指導については、全ての教員が一定の知識・技能を身につける必要があるものと考えております。

そこで、県教育員会といたしましては、県内7つのエリアの拠点校に配置しておりますエリアコーディネーターが中心となり、通常の学級担任を対象として、発達障がいのある子供の理解や指導の在り方などについての研修会を行っているところでもあります。

また、校内で対応が難しい場合には、エリアコーディネーターや、拠点となる中学校で発達障がいのある子供の指導に当たっておりますエ

リアメンターを当該学校へ派遣し、必要に応じて福祉等の関係者とも連携しながら、専門的な助言を行っております。

さらに、特に手厚い支援が必要な子供が在籍している場合には、その学校に特別支援教育支援員が配置されているところでもあります。

**○日高陽一議員** 発達障がいのある子供を通常の学級の中で指導することは、違う部分もあり、大変難しいことだと思います。ぜひ専門的な助言をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、発達障がいのある子供を育てる保護者に対してどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 発達障がいにつきましては、外見では分かりにくく、強いこだわりなど様々な特性があると言われており、平成30年度の県の調査では、約7割の保護者等から、生活上困ったことがあるとの回答を得ております。その主な内容は、子供の対人関係や、例えば、親の教育やしつけが悪いといった周囲の理解不足などであります。

このため県では、保護者等からの相談に応じるため、発達障害者支援センターを県内3か所に設置しているほか、医療機関等の情報提供や、日常生活での基本動作の指導等を行う放課後等デイサービスの充実、さらには理解促進セミナーなどを行っております。

引き続き、関係機関や保護者の会とも連携しながら、適切な支援を行ってまいります。

**○日高陽一議員** 発達障がいのある子供たちへの支援においては、教育・福祉が連携し、切れ目なく行っていくことが必要だと考えます。

先日、放課後等デイサービスを運営する方とお話をさせていただきましたが、「子供に関する情報を学校と共有するなど、連携を強化する

ことができれば、より子供たちに寄り添った支援ができるのではないかと」いった御意見も頂いたところであります。

県の担当者からは、「放課後等デイサービスは、子供の状況に応じた様々な訓練を行い、生活上のスキルを身につけさせて、多くの方と交流が図れるような支援を行う重要な役割を担っている」と伺っております。

平成30年5月には、教育と福祉の一層の連携等の推進について、文部科学省及び厚生労働省の連名で、知事や教育長宛てに通知されています。この中で、教育と福祉が部局を超えて連携を強化し、学校と障害児通所支援事業所等の施設の連携強化を図ることや、教員における放課後等デイサービスについての理解醸成、保護者への支援等について具体的な取組が示されたところであります。

これまで、県では連携して取組を実施されているとのことですが、今後とも、ぜひ現場の声に耳を傾け、部局の壁を越えた支援を強化していただきたいと思います。

学校、デイサービス等、所管する施設は異なるかもしれませんが、支援の対象となる子供たちは同じです。ぜひともよろしく願います。

最後に、用地補償調査業務の入札制度についてお伺いたします。

用地補償調査業務は、公共事業を円滑に進めるための前提となる大変重要な業務であります。この業務の入札制度につきましては、平成19年度から、価格競争による入札を継続しております。現在の入札方式の下では、一定の実績や資格があれば入札に参加できる制度になっており、過去の業務、成績など、企業の技術力等が十分に反映されることのない、言わば価格

だけの競争になるため、将来的には成果物の品質低下につながることを懸念されていると聞いております。

県では、用地補償調査業務の成果物の品質を確保するため、どのような取組を行っているのか、県土整備部長にお伺いたします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 用地補償調査業務に係る成果物の品質を確保するためには、まずは受注者の技術力の維持向上が重要と考えます。

このため、県におきましては、受注者から納品される成果物の内容等を評価し点数化する「成績評定制度」を平成30年度から導入し、評定制度結果を受注者にフィードバックすることにより、技術力の維持向上に生かしていただいているところであります。

また、発注者側の用地担当職員に対しましても、用地補償業務の基礎から専門的な事項につきまして、外部講師等による研修を実施することにより、成果物のチェック及び受注者に対する助言・指導ができる体制整備に取り組んでおります。

**○日高陽一議員** 公共工事の品質確保を図るため、工事の前段階に当たる調査・設計業務においても、工事と同様の品質確保策を講じることが重要であるとの考え方に基づいて、昨年6月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、用地補償調査業務をはじめとする調査・設計等に対しても、技術の維持向上や担い手の中長期的な育成・確保の必要性が位置づけられています。

この改正の趣旨を踏まえ、成果物の品質と企業の技術力を確保するためには、総合評価落札方式をはじめとした成績評定制度が十分に活用できる入札制度がふさわしいと考えま

す。品質確保をさらに進めるために、総合評価落札方式など多様な入札制度を導入すべきだと考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 用地補償調査業務は、価格競争による入札方式を導入しているところをございまして、一定の資格や実績を求めることで、成果物の品質を確保しているところではありますが、企業の技術力が十分に評価されないため、将来にわたる品質確保の懸念もあろうかと思えます。

このため、当該業務の入札制度につきましても、改正品確法の趣旨を踏まえ、業務の内容や特性に応じて、成績評定制などを活用した入札制度を導入することで、技術力や品質の向上を促すことが大変重要であると考えております。

県としましては、関係団体等と十分に意見交換を行いながら、総合評価落札方式を含みます多様な入札制度の導入につきましても検討してまいります。

**○日高陽一議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません、これが本当に最後の、地域の守り手である建設業についてであります。

今回、台風10号では、全国でも様々な被害が生じておりますが、本県におきましても、椎葉村で5人が土砂災害に巻き込まれ、現在、行方不明者の捜索が懸命に行われております。心よりお見舞い申し上げる次第であります。

今回の台風10号をはじめ、今年も全国で自然災害が相次いでおります。地域の建設業者は、災害に備えて警戒やパトロールに当たるとともに、災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、応急復旧に従事するなど、彼らの存在なしには

県民の安全・安心の確保は図れません。

しかしながら、昨今、建設産業を取り巻く状況は依然厳しいものがあります。

知事は、日頃から「常在危機」を掲げ、災害に強い県土づくりが重要とおっしゃっておりますが、地域の建設産業が疲弊してしまえば、根本からその前提が崩れると言わざるを得ません。

来るべき南海トラフ地震を考えましても、今後の防災・減災対策を進める上では、地域の安全・安心を支える建設業者をしっかりと守っていくことが今、何より重要であると強く思っておりますが、知事の所感をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 近年、自然災害が頻発し、また激甚化しております。こうした中で、地域住民が安心して暮らせる環境を守っていくためには、御指摘のありましたとおり、まずは、地元で最前線に立つ建設業者の経営基盤の安定を図ることが大変重要であると認識しております。

この土曜、椎葉村の災害現場を視察しましたときも、捜索また復旧のために重機が精力的に動いておりましたし、村外から駆けつけた建設業者が、10数キロメートルにわたって幅広いエリアを捜索に当たっていると。その姿を見るにつけ、地域を守っていくという高い、強い使命感、また、その絆の深さというものを感じ、心打たれるものがあつたところでもあります。

県としましては、公共事業予算の確保はもとより、適正な利潤を得ることができる予定価格の設定や、発注の平準化に取り組みますとともに、入札における災害対応への評価等によりまして、地元業者が受注しやすい環境づくりにも努めているところであります。

また、喫緊の課題であります担い手の確保・育成に向けましては、若年者の入職促進や資格取得への支援に加えまして、働き方改革の実現、労働環境の改善等を通じた産業の魅力向上とそのPRに、県と業界が一体となって取り組んでいるところであります。

今後、これらの取組をさらに前進させまして、県民の安全・安心な暮らしが確保されるとともに、地域に貢献し、技術と経営に優れた建設業者が、安定的かつ持続的に伸びていくことができる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

**○日高陽一議員** 地域の守護神であります建設業が衰退しないよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上をもって私の質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分開議

**○徳重忠夫副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

**○重松幸次郎議員**〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。

質問に入ります前に、さきの台風10号により被災された方へお見舞い申し上げますとともに、椎葉村において行方不明の4名の方の懸命な捜索を続けておられる皆様に、感謝と敬意を表します。一刻も早い救出を願いながら質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問を行います

ので、知事をはじめ、関係部長、教育長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

公明党は、宮崎県本部が主催で、7月13、14日の2日間にわたり、県内の経済団体及び福祉団体の皆さんと政策要望懇談会を開かせていただきました。どの団体からも、社会資本の整備促進と人材の確保など、また新型コロナウイルスの影響が事業の遂行に大きな壁となり、その窮状を訴えられておりました。国・県への要望を頂きましたので、その県への要望を中心に質問をさせていただきます。

初めに、地域の特性を生かした中心市街地の活性化について伺います。

中心市街地の商店街は、人口減少に伴う需要の縮小、また、事業主の高齢化による廃業や、大型複合店の郊外への進出による店舗移転等により、空き店舗や空き地が年々増加し、地域コミュニティの担い手としての商店街機能そのものが失われつつあります。

さらに、新型コロナウイルスの影響もあり、消費マインドが落ち込み、ますます厳しさを増すことが懸念されます。

このような中ではありますが、宮崎市では、JR宮崎駅西口の再整備が行われ、また民間投資ではありますが、JR九州と宮崎交通株式会社両者の共同開発による商業施設「アミュプラザみやざき」が、この秋にいよいよグランドオープンいたします。また、県内の各市においても再開発が見られ、いずれも中心市街地の起爆剤として期待されています。中心市街地のにぎわいが、人、物、金を呼び込み、地域の活性化や生活の質の向上に好循環を生み、若者の定着にもつながると考えます。

そこで、県としても、中心市街地活性化の取組を支援していくべきではないかと考えます

が、知事の御所見をお聞かせください。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

少子高齢化や人口減少が今後進んでいく中、将来のまちづくりを考える上で、中心市街地は、単なる商業機能にとどまらず、住まいや文化、地域コミュニティーの場として重要な役割を担っております。その活性化は重要な課題であると認識しております。

私自身、広島県呉市の中心市街地にある家具店の長男であります。自治省を志したときも、地域振興を図ることにより中心市街地の活性化に貢献できないか、そういう強い思いも抱いておりました。

そのような中、本県においては、宮崎市の「アミュプラザ」や都城市の「Ma 1 1 ma 1 1」、延岡市の「エンクロス」の整備など、県内各地で活性化の動きが見られております。「まちの顔」でもある中心市街地ににぎわいがもたらされることは、新型コロナウイルスの感染拡大を機に地方回帰の動きも見られる中、本県に企業や人材を呼び込む上でも大きなアピールになるものと考えております。

県といたしましても、これまで、市町村に対する情報の提供や助言、基本計画の策定やタウンマネジャーの設置に対する支援などを行ってきたところであります。

引き続き、国や市町村とも十分連携を図りながら、中心市街地の活性化の取組を推進してまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

御答弁にありましたように、宮崎市、延岡

市、都城市のほかにも、日向市のように、都市計画や商業集積により一体型の町並み整備が進んでいます。また、串間市でも、「道の駅くしま(仮称)」が来春にオープンする予定と伺いました。人々の交流や情報の発信源になることが期待されます。

重ねて、暮らしを豊かにする商業・サービス業の振興とまちづくりについて伺います。

まちの機能を高め、活性化に向けてソフト・ハード面の支援をどのように行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 県では、これまで商店街の活性化に向けまして、ビジョンの作成や人材の育成、さらには、他の商店街のモデルとなるようなにぎわい創出の取組などを支援してきたところでございます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の低迷によりまして、商店街は今、大変厳しい状況に置かれておりますことから、県では市町村等と連携して、県民の消費喚起を図るプレミアム付商品券の発行などに取り組んでいるところであります。

また、ウイズコロナ時代に対応した商店街づくりも求められておりますので、感染防止対策を取りながら、内外から人を呼び込む商店街のにぎわい回復の取組についても支援を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 御支援よろしく願いいたします。

質問に当たり、先日、県商店街振興組合の理事長との懇談の折、商店街のリーダー研修で講師を務められた、和歌山大学の足立教授のお話を改めて伺いました。

「これからの商店街は、「消費の場」から「生活の場」になるべき。それは「コミュニ

ティーン」である。そして、商店街は若者にとって実践的な教育の場としての役割を持ち、また商店街が地域の安心・安全を守る役割を担う。さらに、商店街は「文化の場」としての、その町の歴史や伝統文化の紹介、伝承の場であっていいのではないかと指摘されております。まとめに、「これからの日本は、都市人口は減少するが、交流人口は増加傾向にあるため、都市人口に加えて、交流人口の取組が必要になってくる」というお話を伺いました。

このように、中心市街地活性化の推進は、本来、商業者、商店街組合、市の取組ではありますが、清潔な街（景観）、訪問しやすい街（交通の充実）、またショッピングを楽しめる街（回遊性・対流性の促進）、大学の発展を持続させる街（教育）、文化的な生活を営める街（文化・伝統の維持）、そして安心・安全な街（防犯・警ら）などは、県が担う部分も大いにあるかと思えます。街の活性化、持続化など、にぎわいづくりへの取組を引き続きお願いいたします。

関連しまして、9月補正予算、「みやぎの成長へつなげる取組」の中で、地域発展の推進力である商工会・商工会議所の支援がありますが、その商工会等指導環境整備事業の具体的な内容を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 地域の商工会議所、あるいは商工会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しまして、その支援の実施について、最前線に立って対応していただいているところであります。

今議会に提案しております商工会等指導環境整備事業では、事務所を訪れる多くの住民や事業者及び職員の感染リスクを抑えるため、パー

ティションなどの備品や設備の整備、さらに業務のデジタル化、リモート化に対応するためのパソコンの整備などを行うこととしております。

**○重松幸次郎議員** この2団体は経済団体の中枢であり、ICTを活用した事業の効率化はますます重要であります。

それでは、あわせて、県庁デジタル化・リモート化について伺います。

昨年の情報化推進対策特別委員会の報告で、「県当局には、見直しが予定されている「eみやぎ推進指針」について、人口減少下で予算や人材に限られる中であっても、持続可能で安定した行政サービスが提供できるよう、総務省の推進するスマート自治体の趣旨を踏まえた適切な見直しを行っていただくよう要望します」と提言しておりましたが、現実的に事業が行われようとしております。

それでは、「みやぎの成長へつなげる取組」の中の「県庁デジタル化・リモート化」の具体的な事業内容を、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面におきましても、県庁の機能を維持し、県民サービスを低下させないためには、県民との相談窓口における3密の回避やテレワークの推進など、新しい生活様式に対応したデジタル環境を整備することが大変重要であると考えております。

このため本事業では、職員が県民とのコミュニケーションをオンラインで行うシステムの導入や、職員のテレワーク用端末の拡充、庁内会議室の無線LAN化などを進めることとしております。

このことによりまして、県民サービスの向上

や危機管理体制の強化が図られますとともに、行政運営の効率化や職員の働き方改革にもつながるものと考えております。

**○重松幸次郎議員** 行政も、企業団体も、新たな世代への構想にデジタル化を推進していかなくてはなりませんので、よろしく願いいたします。

また、執行部より、宮崎県官民データ活用推進計画がまとまり、運用が始まったと伺いました。これにより、暮らし、福祉・医療・介護、地域活性化、産業振興などの幅広い分野で、データやデジタル技術を活用した対策にも積極的に取り組むことができます。官民挙げてデジタル化をさらに推進できますように、その先導役をお願いいたします。

続きまして、文化芸術活動への支援について伺います。

今回ではなく前回までのコロナ対策の予算に、文化芸術活動支援がありました。先日も、県芸術文化協会の方に、芸能団体をはじめ、演奏家やスタッフなどは、イベントやコンサートの自粛で、厳しい日常の生活だと聞きました。

国は、「文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ」を創設し、簡単な審査や手続で、フリーランスの歌手、役者、スタッフなどに活動費支援や団体支援も行ってありますが、県からも独自に、文化芸術に携わる方々を守っていただきたいです。

そこでまず、ホールや劇場の対策が必要です。イベント・コンサートの運営再開には、3密を避けるためには、どうしても座席の間隔を空け、さらに感染予防対策を施さなければなりません。そうでなければ、イベントの開催もできません。

そこで、県の文化振興の拠点である県立芸術

劇場における新型コロナウイルス感染症対策の現状について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県の文化振興の拠点であり、多くの県民の皆様方に御利用いただきます県立芸術劇場につきましては、より一層の新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことが重要であると考えております。

このため県では、指定管理者に対し、感染防止対策に関する情報提供や指導を行っているところであります。

これらを踏まえ、指定管理者では、業界団体のガイドラインを参考に劇場独自の対策を定め、適切に対応するとともに、公演の主催者や来場者にも協力を求めています。

具体的には、座席を全体の5割以下とすることや、スタッフ及び来場者のマスク着用、手指の消毒、検温、会場内の換気の徹底、来場者の連絡先の把握等を行っているところであります。

今後とも、指定管理者と連携を図りながら、県立芸術劇場の感染症対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 同じように県立図書館、美術館も感染対策を施しているとお聞きいたしました。利用者へ安心を与える取組に万全を尽くしていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症に係る地域経済の再生・復興に関し、県内の文化芸術活動に対してどのような支援を行っているのか、同じく総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、県内の文化芸術団体は活動自粛を余儀なくされ、発表会など多くの公演が中止や延期になっております。

そのため県では、文化芸術の支援機関として設置した「アーツカウンシルみやぎ」に相談窓口を設けるとともに、各団体が実施する感染防止対策やネット配信などの新たな取組を支援するなど、活動再開を後押ししているところがあります。

また、各団体の参考となりますよう、来場者の密集を避けた入場の工夫や、出演者のソーシャルディスタンスの確保など、新しい生活様式に基づいたモデル公演を実施することとしております。

県といたしましては、来年に延期されました国文祭・芸文祭につなげていくためにも、今後とも、県内の文化芸術活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** よろしく願いいたします。

宮崎国際音楽祭の特別公演が、11月にメディキット県民文化センターで、ベートーベン生誕250年を記念し、3公演行われるということを知りました。来年の国文祭・芸文祭の助走になり、機運の醸成につなげていただきたいと思います。

再度、政策要望懇談会の中からお尋ねします。

まず、県医師会からの要望です。社会保障費の財源確保を求める国への事項を含めて、9つ要望を頂きました。時間の関係で、本日は3点お伺いいたします。

その前に、厚生常任委員会の県内調査で、7月、宮崎県立病院の建設現場において工事の概要をお聞きし、また、診療・ナースステーションや病室のモデルルーム等を見学いたしました。働き手の動線を意識した診療機能と、屋上ヘリポートなどを備え、災害対応機能の充実を

図るための工夫を感じました。既に建屋の骨格がほぼ完成し、来年4月1日の開院予定であります。

それからまた、先日、宮崎市西部地域の有田に先月新築移転しました、宮崎市郡医師会病院も訪問させていただきました。医師会諸施設の集約と、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、こちらも屋上ヘリポートを備え、まさに医療防災拠点病院であります。これら最新の医療機器を備えた新病院で、これから本県の医療を担う若い医師、看護師が陸続と育っていただきたいと思っております。

そこで本題ですが、本県は、医師少数県に位置づけられ、あわせて地域偏在、診療偏在により、救急医療をはじめ、地域医療の確保がますます厳しさを増しているとの現状を伺いました。

では、医師不足と偏在により地域医療の確保が厳しさを増す中、医師の県内定着に向けてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 議員御指摘のとおり、本県は、全国下位3分の1に位置する医師少数県とされており、加えて地域間の偏在も大きな課題となっております。

このような中、医師修学資金の貸与を要件とする宮崎大学医学部の地域特別枠の定員を、令和2年度より10名から15名に増員するとともに、県内で9年間、うち4年間を医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを策定しまして、医学生等への周知・説明など、プログラムの理解促進に取り組んでおります。

また、あわせて、地域医療介護総合確保基金の医師少数県の重点配分など、必要な財源の確保についても、国に対し要望しております。

今後も、宮崎大学や県医師会等と一体となって、医師の確保、地域間の偏在解消に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 今のような取組の成果で、医師の確保が徐々に上向いているというふうにお伺いしました。さらに取組をお願いしたいと思います。

そして、看護師不足や看護師等養成校の財政支援の要望もありました。慢性的な看護師不足の中、医師会立看護師等養成所への財政支援と、県立看護大学の県内就職率を高めるための取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 医師会立を含む看護師等養成所につきましては、毎年度、運営費等補助金を交付しておりますが、交付に当たっては、県内就職率や、県外で働く卒業生のUターン就職支援の実績に応じた調整を行うといった、県内での看護師確保に対する支援を強化しております。

また、県立看護大学の県内就職率の向上につきましては、県内出身入学者の確保が重要でございますので、大学では令和3年度より、県内推薦枠を4名増の40名に拡大することとしたほか、県立病院をはじめ、県内医療機関における合同就職説明会や、県内で就職した卒業生との交流会の開催など、学生に対する支援の充実に努めております。

県としましては、今後とも、県内に定着する看護人材の養成・確保が効果的、安定的に図られますよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお伺いいたします。医師、看護師共に県内定着に努めていただきたいと思っております。

県医師会要望の最後に、小児救急医療の確保についてお尋ねします。

宮崎市夜間急病センター小児科の医師不足など、診療体制の継続が危惧されている中、県の小児救急医療体制の確保に向けた取組について、これも福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 夜間における小児救急医療体制は、市町村が主体となって夜間急病センター等を設置し、医師会の協力により運営されておりますが、小児科医の不足、高齢化等により、大変厳しい状況であると認識しております。

このため県では、医師修学資金貸与制度の返還免除対象に小児科を含めるとともに、小児科専門医を目指す若手医師への研修資金貸与など、小児科医の育成・確保に取り組んでいるところであります。

また、夜間急病センター勤務の医師の負担を軽減するため、こども救急医療電話相談や、県民に対する適正受診の啓発を実施しているところであります。

今後とも、市町村をはじめ、医師会、大学等関係機関と連携しながら、県民が安心できる小児救急医療体制の確保に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 子供・子育てにおいては、小児医療の充実は大変大事な取組であります。よろしくお伺いいたします。

福祉行政については、また後ほどお伺いしたいと思います。

それでは、経済団体の共通の課題で、地場企業の振興について伺います。

午前中、日高陽一議員のほうからもありましたけれども、建設産業は、社会資本の整備を支え、地域の経済や雇用、地方創生の推進を担う

とともに、防災・減災など災害対策業務に多大な貢献をされています。

しかしながら、その経営環境は、建設投資の減少やダンピング受注、県外企業との競争、技能労働者の高齢化と若手入職者の減少による人材不足など、厳しさが続いています。県民の安心・安全の確保と、地域の経済や雇用を支えるために、公共事業予算の確保と地場企業の振興が欠かせないとの声を頂きました。

地域の守り手である建設産業を育成するために、どのような取組を行っているのか、私からは県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 建設産業の育成を図るためには、将来にわたり安定的・持続的に活躍できる環境の整備が図られるよう、新・担い手3法の趣旨を踏まえた取組を進めることが大変重要であると認識しております。

このため県では、安定した経営環境の整備に向けて、必要な予算の確保に努めますとともに、労務単価を8年連続で引き上げるなど、適正な予定価格を設定するほか、予算の執行に当たりましては、県内企業への優先発注など、地産地消の取組を推進しているところであります。

また、働き方改革の一層の推進を図るために、週休2日工事やICT活用工事の拡大、工事書類のさらなる簡素化等にも取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも関係団体等と連携を図り、希望と魅力ある建設産業づくりにしっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお伺いいたします。

同じく経済団体より、中小企業の継続的発展のために人材確保が欠かせない、中小企業の魅

力発進、人材の長期定着を図るため、幼少期からのキャリア教育も大切ですし、特に若者の地元定着を推進してほしいとの声です。

そこで、高校生の県内就職の促進に向けた取組について、ここは教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県教育委員会が行っております県内就職促進の取組ではありますが、現在、就職支援エリアコーディネーターを県内6地区に配置しまして、生徒への県内企業の情報提供や、企業への求人依頼を行っているところであります。

また、県内企業見学会や、関係機関と連携したジュニアワークフェアの開催の取組などによりまして、県内就職率は徐々に上昇してきております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も懸念されますので、私自身、県内経済関係団体を訪問いたしまして、就職や採用への特段の配慮を依頼するとともに、先日、県内企業を訪問いたしまして、継続的な採用のお願いを行っているところであります。

今後も関係機関と連携しまして、県内就職の促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 高校生のみならず、小学・中学の児童生徒にも、地元の魅力や企業紹介をよろしくお伺いいたします。

一方で、コロナ禍の中で地方への分散、人の流れもできつつあるように思いますが、県外からの人材確保や移住促進のためにどのような支援を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県では、昨年度、全国からの移住者を対象に最大100万円の支

援金を創設したところではありますが、交付決定件数が、昨年度の1件から、今年度は8月末時点で13件と、着実に増えてきております。

また、市町村や関係部局などと連携して、ウェブ上での情報発信や、企業に対する魅力ある求人につながる支援、空き家を活用した受入れ環境整備等の取組を、引き続き進めていくこととしております。

コロナ禍の中で、県の移住窓口への相談件数は、今年6月には過去最高の219件を記録するなど、地方への関心の高まりを実感しております。

今後とも、市町村などと連携しながら、ポストコロナ時代をにらんで、移住施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** テレワークやデジタル環境の整備、豊かな自然を生かしたワーケーションの取組等も、これから重要になってくると思いますので、市町村とも連携して取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、県内重要港湾の整備促進及び物流機能の拡充について伺います。

細島港は、急増する原木輸出や製材工場の増産で岸壁利用度が高まり、施設が不足している。また宮崎港は、農畜産物を大消費地に輸送する神戸航路の維持や、旅客と官公庁施設を複合したターミナルの建設など、日南油津港は、大規模地震災害時の緊急物資拠点の確保などを求められております。

そこで、単刀直入ではありますが、重要港湾3港の整備状況について、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 本県の3つの重要港湾につきましては、地域の産業や経済を支える重要な物流拠点でありますことから、地

域のニーズ等を踏まえながら、整備を進めております。

細島港では、急増する林産品等の取扱いに対応するため、白浜地区におきまして、水深10メートル岸壁の整備を進めているところであります。

宮崎港では、航路等の堆砂対策として、防砂堤の整備を進めるとともに、今後、カーフェリーの大型化に対応するため、航路の拡幅など、必要な港湾施設の整備に取り組むこととしております。

油津港におきましては、これまでファーストポート化や大型クルーズ船に対応した岸壁の整備を行ってきたところでありまして、現在は、国土強靱化対策の一環として、岸壁の耐震化工事を進めております。

今後とも、それぞれの港の特徴を生かしながら、より一層の機能充実に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 以前にも要望しておりました、宮崎港の複合ターミナル建設計画、ぜひとも進めていただきたいと思います。

本県物流の生命線である船舶輸送、高速道路のネットワークを生かした港湾機能の強化を、よろしく願いいたします。

次に、宮崎県自閉症協会との懇談から、要望をまとめてお伝えします。

自閉症を含む発達障がいの方への支援は、幼児期から青年期、そして社会人として就労し、社会貢献できる人生が送れるように、各ライフステージに沿った一貫した支援を行うことが必要であり、発達障がい児（者）の早期発見や適切な対応のために、発達障がいを正確に判別するためのアセスメント（調査・評価）をしっかりと行うことが必要です。

そして、サポート（支援）する人の専門性を高めてほしい。さらに、ペアレントメンターの活用について——このペアレントメンターは以前、説明いたしましたけど、自らも発達障がいのある子育てを経験し、同じような発達障がいのある子供を持つ親に対して傾聴に徹し、共感的な支援を行い、その上で地域の情報を提供したり体験談を話したりすることができる研修を受けた人のことをペアレントメンターと申します。その方々の利用・活用、サークルとか茶話会など、いろんな場面でもっと活用してほしいという声でありました。

そして、自閉症（特性）の強みを生かした就職支援をと、そのような内容でありました。

この件も午前中、日高陽一議員も質問されましたが、本県の自閉症を含む発達障がいの支援に対する基本的な方針について、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県におきましては、障がい者施策の基本計画としまして、宮崎県障がい者計画を策定し、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくりを基本目標に、様々な取組を進めております。

発達障がいは、例えば興味・関心の偏りや強いこだわり、多動といった様々な特徴が現れると言われております。身体障がいや知的障がいとは異なった特性があるものと考えております。

このため、本県におきましては、独自に宮崎県発達障がい者支援計画を策定し、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築及び障がいへの理解促進を基本的な方針として、きめ細やかな対応を図っているところであります。

**○重松幸次郎議員** 発達障がい者への支援、知事の思い、分かりました。

では、具体的な発達障がい者への支援について、発達障がい者への支援に対する基本的な方針に基づき、どのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 発達障がい者への支援につきましては、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築のため、保健師、保育士、教員等への専門研修や、就労に向けての雇用セミナーを実施しております。

また、保護者が悩みを相談するペアレントメンターのさらなる活用にも努めております。

さらに、県民の理解を促進するため、普及・啓発セミナーの開催や、保護者向けのハンドブックの配布等を実施しております。

今後とも、発達障害者支援センター等の関係機関と連携し、発達障がい者の支援に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。自閉症を含む発達障がい者へ、適時適切な指導や対応を求めています。よろしくお伺いいたします。

次に、宮崎県薬剤師連盟からの要望をお伝えいたします。

1点目は、モバイルファーマシー（災害時対応医薬品供給車両）についての要望でしたが、この件は、以前の満行議員、野崎議員の質問及び答弁とほぼ状況が一緒でありましたので、私のほうからも、導入に向けて検討を進めることを要望して、割愛させていただきます。

要望の2点目は、スポーツファーマシストの養成についてでありましたが、その前に、まずスポーツファーマシストを説明させていただき

ます。

スポーツファーマシストは、最新のアンチドーピングに関する知識を持つJADA（日本アンチ・ドーピング機構）が認定する薬剤師です。つまり、スポーツ選手のドーピングを防ぐための認定薬剤師がスポーツファーマシストであります。

その上で、薬剤師連盟の要望書には、「現在、宮崎県にはスポーツファーマシストの有資格者が約50名いるが、実際に公式ホームページで公表しているスポーツファーマシストは19名と少ない状況にある。このような中、6年後に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、多数のスポーツファーマシストが必要となってくることが予想される。（中略）実際、2015年、和歌山県で開催された際には、約100名のスポーツファーマシストが養成された」とありました。

しかし、執行部との確認で、この件につきましては、これから要望を受けて検討に入る段階ですので、質問の内容を少し変えます。

そこで、平成29年2月定例会でも質問させていただきましたが、これからの各種全国大会や国民スポーツ大会などに挑戦する県内の若手アスリートのために、アンチドーピングに向けて、県教育委員会ではどのような取組をされているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県教育委員会では、県スポーツ協会と連携し、医師、薬剤師、栄養士等を委員とした「スポーツ医・科学委員会」を設置しております。専門的知見からの選手育成・強化に取り組んでおります。

その中で、ドーピング防止につきましては、国体に出場する選手や指導者を対象に研修会を開催しまして、スポーツドクターによる講義

や、薬剤師による薬物に関する相談会を行っております。

また、選手が大会前に提出する問診票で、服薬している薬等を報告し、薬剤師が禁止薬物のチェックを行うなど、「うっかりドーピング」を含めたドーピング防止に努めているところであります。

**○重松幸次郎議員** 「うっかりドーピング」、選手諸君が気づかないうちに服用し、競技会に参加できないとか、出場記録が公認されないということがないように、対策をお願いしたいと思います。

先ほどのスポーツファーマシストの養成も含めて、これは福祉保健部かもしれませんが、検討していただくように要望いたします。

3点目は、学校環境衛生活動の支援、つまり学校薬剤師の活用についてです。

これまでの会議録では、薬物乱用防止についての質問で、教育長の答弁の中に、学校薬剤師が散見されますが、私も詳しく知りませんでしたので、紹介いたします。

学校薬剤師は、学校保健安全法の定めるところにより、大学以外の学校に任命されています。

その活動内容ですが、その一部を紹介しますと、1つは環境検査、2つ目は給食室の検査、3つ目は飲料水検査、4つ目は空気検査などを細かくチェックして、児童生徒が1日の大半を過ごす学校の環境が、健康的で安全であることを目指して仕事をしておられます。

薬剤師連盟の要望では、地域によっては、検査器具の不足や検査費用の不足、適切な報酬が支給されていないことなどが要望書にありました。

それでは、学校環境衛生活動について、県教

育委員会ではどのように取り組んでいるのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 児童生徒の健康の保持、増進や学習効率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境が必要でありまして、それを維持するための検査や事後措置等の学校環境衛生活動は、大変重要であります。

県教育委員会では、各県立学校の学校薬剤師が行います、水質や照度、空気等の定期及び臨時検査の費用を負担するとともに、県薬剤師会が集約・分析した検査結果に基づきまして、環境の維持・改善に努めているところであります。

今後、県薬剤師会と連携しながら、学校環境衛生活動が適正に実施されるために、必要な措置を講じ、学校の適切な環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 安心・安全な学校の環境衛生をよろしくお願ひいたします。

次に、宮崎市肢体不自由児・者父母の会、県難病団体の皆さんからの要望です。

初めに、肢体不自由、つまり医療的ケアを必要とする重度の身体障がい児（者）の災害時避難が一番の心配であると同いました。1次避難から福祉避難所へというルールがありますが、父母の会の要望は、福祉避難所に事前登録できないのだろうかというお話でありました。

このことにつきまして、原課担当者より、避難所運営は市町村であると聞き、改めて調べたところ、内閣府が避難所運営ガイドラインをまとめており、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」が策定され、本ガイドラインは、この指針に基づき、市町村が取り組むべき云々と書いてあり、さらに、高齢者や障がい児・者、乳幼児など特

別な配慮を必要とする福祉避難所においても、「また、福祉避難所についても、市町村を中心として、平時から取組を進めていただきたい」とうたってありました。福祉避難所への優先度、また、その他の要望も一旦整理をしまして、我が党の市議会・町議会議員と丁寧に福祉団体に声を届けてまいりたいと思います。

次に、宮崎市からの要望では、医療的ケア児等は年々増加していますが、医療的ケアを提供できる事業所は限られ、不足している。そのため、提供体制の確保が課題であり、医療的ケア児等を受け入れる県立こども療育センターにおいても、少しでも多くの利用が可能となるよう、医療的ケアの提供体制の確保について要望されたところです。

そこで、在宅の医療的ケア児等の支援拡充に向けた県立こども療育センターの取組について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児等につきましましては、医療技術の進歩により、近年、増加傾向にあります。

こども療育センターにつきましましては、医療と福祉サービスを併せて提供する県内唯一の県立の医療型障がい児入所施設として、その支援の充実を図る必要があると考えております。

このため、7月の臨時議会で議決いただきました補正予算で、今後、感染症対策として、病室の改修や必要な設備整備等を行うこととしておりまして、これらを有効活用しながら、ニーズの高い医療型短期入所や日中一時支援などの充実を図ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 今回のコロナ禍によって支援学校が休校になり、在宅での養育もかなり負

担があったと聞きました。今後ますます多様化するニーズに、機能を高めていただきますよう要望いたします。

難病団体連絡協議会の皆さんも、大規模災害時の避難所と併せて、透析病院の電源確保、浄水機能の拡充を訴えられておりました。

また難病の方は、外見からは分からない内部疾患や身体に障がいがある人がほとんどであります。そこで、赤字に白の十字とハートが縦に描かれた「ヘルプマーク」をつけて生活しておりますけれども、例えば優先駐車場を利用すると、白い目で見られることがあるそうです。もっと周知が必要だというお声でした。

そこで、ヘルプマーク周知への取組状況について伺います。また、学校での周知も有効と考えられますので、学校との連携について検討をお願いしたい。これも福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、ヘルプマークの趣旨を県民の方々に理解していただくため、各市町村及び関係団体への広報チラシの配布、JRやバス会社、商業施設、金融機関におけるポスター等の掲示の依頼、福祉・介護職員等を対象とした研修会における制度説明などを行ってまいりました。

本県で配布が開始されました平成30年4月から令和2年8月末までの間に、県及び市町村において約5,700人に交付を行っております。

今後は、ヘルプマークについてさらに理解を深めていただくために、教育委員会等と連携し、周知に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 内部疾患や難病の方々だけでなく、例えば義足や人工関節を使っている人、妊娠初期の人や精神疾患、知的障がいのある方々も考えられます。広報と周知をよろしく

お願いいたします。

政策要望懇談会の最後に、公共交通の要であり、観光振興に大きく貢献されている県バス協会、県タクシー協会の要望から質問いたします。

言うまでもなく、新型コロナウイルスの影響で、県外からの往来や県内の利用客も激減し、見通しの立たない不安な経営状況である。収入が減少する一方で、それよりも大きな額の経費を負担し続けている状況にあり、国や各自治体の支援はありがたいが、決して十分ではない。

バス協会からは、対策として、まず感染防止のための資材（マスク・消毒液等）の優先備蓄と機材への補助や、事業継続のための資金貸付けの利子補填、また、路線バスに伴う補助金のカット割合が高まらないよう特別措置を求めるなどの要望でありました。

また、タクシー協会からも、感染防止の補助金及び新たな給付金やタクシーでも使えるクーポンなどを創設してほしいとの要望です。

バス、タクシー、また、レンタカー協会の方もそうなんですけども、国のGoToキャンペーンと併せて、観光産業が一体となった大胆な支援策を講じていただきたいとの趣旨でありました。

そこで、公共交通事業の主な団体であります、新型コロナウイルスの影響を受けているバス事業、タクシー事業者に対しどのような支援を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県では、新型コロナウイルス感染症対策として、バス事業者に対しまして、利子補給事業による資金繰り支援をはじめ、利用者の減少により収支が悪化している広域的なバス路線を維持するための補助

金の増額、路線バスの一泊乗車券の割引などの支援を行っているところであります。

また、タクシー事業者には、同様に利子補給事業による資金繰り支援のほか、公共交通機関の安全・安心の確保を図り、県民等が安心して利用できるよう、事業者が取り組む感染防止対策への支援を実施しているところであります。

現在、感染状況は落ち着きを見せておりますことから、県といたしましては、交通事業者と連携した利用促進に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先日、県内32の旅行業者が参加し、国のG o T o トラベル及び県の補助を受けて、県民向けに格安の県内日帰りバスツアーを今月11日から販売するという記事がございました。交通事業者を含む観光事業は、本県の主要産業でありますので、県独自に需要の回復に努め、さらなる支援を講じていただきますよう要望いたします。

環境並びに防災についてお伺いします。

自然災害が頻発し、激甚化しております。特に、温暖化による異常気象は猛威を振るっています。世界的に温室効果ガス排出削減に向けた取組が検討されている中で、今こそ地球温暖化対策へと、国も地方も取り組まなければなりません。本県が再生可能エネルギーの先進県になることを願っています。

そこで、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー導入についてどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 発電時に温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化の防止に貢献しますとともに、エネルギーの地産地消により、災害に強い地域づくりにもつながるものと考えてお

ります。

このため県では、昨年6月に策定いたしました「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づきまして、市町村に対しましては、再生可能エネルギー導入を検討する際の可能性調査に対する支援を行っております。

また、県民及び事業者等の皆様に対しましては、施設見学、セミナー開催及びホームページなどにより、災害時の電力確保や余剰電力の活用など、再生可能エネルギー導入のメリットに関する情報提供等に取り組むことにより、その導入促進に努めているところであります。

**○重松幸次郎議員** 再生可能エネルギーの推進、よろしくお願いたします。

実は通告をしておりましたが、この再生可能エネルギーを活用した「電力レジリエンス」について質問ができればと思いましたが、今回はその概要のみお話をさせていただきます。

昨年9月、台風15号が千葉県内を横断し、関東地方を中心に最大93万戸の停電が発生しました。2018年の北海道胆振東部地震で国内初のブラックアウト（全域停電）が発生したことも、記憶に新しいところです。今回の台風10号でも、九州で大規模な停電が発生しました。

近年の災害では、被災地域が広域化し、長期停電による影響も甚大なことから、電力の安定供給と復旧の迅速化に向けて、電力レジリエンスを高める取組に注目が集まっているようです。電力レジリエンスとは、電力のインフラシステムを強靱化することです。

政府が有識者で構成したワーキンググループが今年1月に取りまとめた報告書では、人工知能（AI）を活用した精緻（精密・緻密）な停電復旧見通しや無電柱化の推進、倒木処理に向けた連携強化などを掲げています。中でも、分

散型電源としての再生可能エネルギーの役割に、大きな期待を示しております。従来は、発電から変電、送電、配電に至る電力系統の中で、この再生可能エネルギーは、主要系統から独立しても電力を供給することが可能だからです。非常時に主要系統から切り離せば、事故の影響を防ぎ、停電から守ることができます。その小規模分散型エネルギーネットワークは、「マイクログリッド」と呼ばれており、現在、経済産業省から助成事業を受けて、北海道石狩市や岡山県真庭市、熊本県芦北町で、太陽光や木質バイオマス発電を活用して実証事業が進められているようです。この導入に向けて、県としても、停電から生活を守る電力レジリエンスの調査・検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりました。防災ヘリコプター等の減災対策についてであります。

激甚化する自然災害の災害復旧において、情報収集や救助活動におけるヘリコプターの活用は重要です。今回、防災庁舎と、先ほど紹介しました県立病院や市郡医師会病院の屋上には、ヘリポートが整備されました。本県のドクターヘリをはじめ、防災救急ヘリ「あおぞら」、そして県警ヘリ「ひむか」など、救援・医療活動にますます活躍が期待されます。

ここで少し気になることがあります。ドクターヘリは小高い宮崎大学の基地にあるので心配はないのですが、防災救急ヘリ「あおぞら」、そして県警ヘリ「ひむか」の格納基地は、赤江の宮崎空港敷地内にあります。南海トラフ巨大地震において想定される津波浸水想定では、30センチから1メートル浸水すると予測されております。万一、機体はもとより、救助隊員やスタッフも近づけないような状況になれば、救助活動に支障を来すのではないかと心配

する声を頂いております。

そこで、津波被害を想定し、防災救急ヘリの基地を高台に移設するべきではないかと考えますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 防災救急ヘリの基地は、海岸から約2キロメートル離れた地点にあり、南海トラフ巨大地震による津波の想定浸水深は、ヘリの機体に影響がない程度の深さとなっております。

また、基地周辺が被災した場合、他県との相互応援協定に基づきまして、ヘリの応援を受けられる体制が整えられているほか、国の「宮崎空港津波早期復旧計画」では、被害の発生から3日以内でヘリの運航を再開できる見込みとされております。

さらに、現在の基地は、宮崎空港の管制下にあり、安全に離発着ができるほか、燃料タンクやタンクローリーが整備され、緊急出動時の迅速な給油が可能であるなど、航空基地としての環境が整うとともに、中核的医療機関である宮崎大学医学部附属病院等と近接し、円滑な連携が可能と考えております。

このようなことから、防災救急ヘリ基地の設置場所につきましては、現在地が適当であるというふうに考えております。

○重松幸次郎議員 県民の命を守るため、万全の対策を講じていただき、防災・減災、そして復興計画をさらにお願ひして、私の質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 知事をはじめ県職員の皆さん、日常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症、災害等への対応に心身と

もに休まる暇もなく、尽力をいただいております。体調に十分留意して頑張ってくださいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

本県の新型コロナウイルス感染症につきましては、3月に県内で初めての感染者が確認され、半年が経過いたしました。全国的にも、都市部を中心に多くの感染事例が報告されており、いまだに事態の収束が見えない状況にあります。

また本県では、7月末から8月にかけての感染は事実上の第2波と言われており、クラスターが発生する中、感染拡大の徹底的な封じ込めを図るため、県では県下全域の飲食業者等に対し、8月1日から16日までの休業または時間短縮営業の要請をいたしました。この休業要請等に協力をいただいたことにより、7月以降の感染拡大は、減少傾向に転じたとも考えられます。感染の封じ込めは一応の成功を収めたのではないかと評価しております。

ただ、一方では、2度目となる休業要請に応じない事業者でありますとか、協力金の増額を求める声があるのも事実であります。新型コロナへの取組は、事業者や県民一人一人の理解と協力がなければ前には進みません。

そこで、県は国に対し、新型インフルエンザ等特別措置法の改正について、全国知事会を通して要望を行ったと聞いておりますが、その要望の内容、ポイントについて、知事に伺います。

以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策を進める上では、国と地方との連携が極めて重要であ

ると考えております。

全国知事会においては、幾度となくウェブにより会議を開催し、全国各県の意見を集約することによりまして、これまで随時国に対し、法律の整備や財政措置など提言を行ってきたところであります。

特に、感染が全国で広がった8月には、全国知事会を通じて、積極的疫学調査や休業要請の実効性を担保するための罰則規定のほか、国による休業補償金的な協力金の制度化といった法的措置をはじめ、PCR検査・医療提供体制の拡充、水際対策の強化及び社会経済活動の段階的引上げなどについて緊急提言を行ったところであります。

今後とも、全国知事会等とも連携しながら、適宜、国に対して必要な提言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○外山 衛議員 次は、新型コロナウイルス感染症の見直しについてであります。

去る8月28日、国は、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組方針を発表いたしました。この中で、今後の検査体制や医療提供体制の確保などとともに、新型コロナの感染症法における権限の運用について、今後、柔軟に見直しを行っていくこととしております。

そこで、新型コロナの感染法上の位置づけの見直しについて、県はどう考えているのかを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナの感染症法上の指定区分につきましては、先般発表された国の今後の取組において、軽症者や無症状者の宿泊療養施設での対応等を徹底し、病床などの医療資源を重症者に重点化していくという方向性の下、政令改正も含めた見直しを検討することとされたところであります。

見直しにつきましては、検査や治療に係る保健所や医療機関への負担、感染拡大防止対策、社会経済活動への影響等を総合的に考慮し、迅速かつ適切な検討が必要であると考えており、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、新型コロナの退院基準についてであります。

新型コロナと判明いたしますと、原則、入院または宿泊療養施設で療養を行うこととなっております。3月や4月の第1波と言われる頃は、退院時にPCR検査を行い、陰性が確認された後に退院となると認識しておりましたが、現在におきましては、一定の条件を満たせばPCR検査を受けなくても退院ができるようになったと、国の基準が改められたとのことであります。

そこで、国がPCR検査を行わなくても退院できるとしたその根拠を、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 現在、国の退院基準では、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過した場合には、PCR検査をしなくても退院ができることとなっております。

これは、WHOなど国内外の知見によりますと、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たつと、新型コロナの感染性は急激に低下し、人に感染させる可能性は極めて低いということが分かってきたことによるものであります。

なお、退院される方に対しては、退院後4週間は健康観察等をお願いしておりますが、仕事等への復帰は可能とされております。

**○外山 衛議員** 次に、新型コロナウイルス感染症の中小企業への影響についてであります。

新型コロナの感染拡大は、外出自粛や休業要請等により直接的な影響を受けた飲食業や宿泊業のほか、あらゆる業種の企業経営に多大な影響を及ぼしております。

新型コロナウイルス感染症に関連した県内企業の倒産状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 民間信用調査会社によりますと、今年度の県内におきまず負債総額1,000万円以上の倒産件数は、これまでのところ13件となっており、昨年同期の19件に比べまして、6件少ない状況であります。

このうち、新型コロナウイルス感染症に関連した倒産は、感染が全国に拡大した4月から月1ペースで発生しておりまして、合計4件であり、その内訳は、製造業、卸売業、小売業、宿泊業が1件ずつとなっております。

感染症の影響の長期化に伴いまして、倒産が増加する懸念もありますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 先日の山下博三議員の代表質問に対して答弁がございましたように、県の融資制度におきましては、7月までに975億円のコロナ関連融資を行ったとのことであり、県内のコロナ関連倒産が4件に抑えられているのは、こうした資金繰り支援策が一定の効果を発揮しているものとは思いますが。

一方で山下議員は、利子補給が終了した後や元金の返済が始まったときに返済が滞ることが懸念されると言われました。私としても同感であります。また、心配でもあります。

また、1,000万円未満の負債を抱えての倒産・廃業を含めて、県当局におかれましては、今後の動向を注視していただきますようお願い申し上げます。

次に、長距離フェリーについて伺います。

宮崎と神戸を結ぶ航路は、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地に輸送する重要な役割を担っているほか、スポーツ合宿団体や観光客の利用もあって、本県にとりまして極めて重要な交通基盤であります。このことを踏まえ、昨年11月の議会におきまして、宮崎カーフェリーの新船建造に対し、貸付支援を行う方針を決定いたしました。

人の移動の自粛等によりまして、公共交通機関の利用にも大きな影響が生じております。宮崎カーフェリーにおきましても、貨物・旅客ともに大変厳しい状況にあると伺っております。

新船建造に向けて経営安定化が求められる中、先日の代表質問におきまして、フェリー貨物に関して、執行部より、「コロナ禍において減少しているところではあるが、会社と連携し、しっかりと貨物を確保し、経営安定化を図っていく」旨の答弁がなされたところでありますが、旅客についてもしっかりと回復を図っていく必要があると考えます。

つきましては、旅客の現状と今後の取組について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 宮崎カーフェリーの4月から6月までの旅客実績は、対前年比で約8%に減少しており、7月以降も、事実上の第2波の影響によって厳しい状況が続いていると伺っております。

現在、感染状況は落ち着きを見せておりますことから、県といたしましては、観光需要の回復を図りますため、「みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業」の本格展開によって、フェリーについては、乗用車の料金や1等客室へのグレードアップに対する割引支援などを行い、家族の里帰りや個人観光客の需要を取り込

むこととしております。

あわせて、サーモグラフィーや客室におけるパーティションの設置など、運航会社が行っている感染防止対策を積極的に情報発信することによって、フェリーの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 新型コロナウイルスの感染拡大によって、飲食、流通、観光をはじめとした幅広い分野において深刻な影響を受けていることは言うまでもありませんが、観光分野のうち宿泊業につきましては、6月から8月の売上げ平均が前年比約4割にとどまっており、厳しい経営が続いております。

また、これまでは、飫肥や鶴戸神宮に貸切バスで多くの観光客が訪れておりましたが、感染症の影響により、今ではそのような光景を見ることがほぼなくなりました。

感染症発生後の貸切バスは、キャンセルが相次いでおり、ほとんど稼働がない状況であります。貸切バス事業者の経営も、極めて厳しい状況に陥っております。

そこで、貸切バス事業者の事業回復に向けた取組について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 感染症拡大に伴い、往来自粛などがございました結果として、宿泊業をはじめ、貸切バス事業者の経営にも大きな影響が生じております。

このため県では、観光需要喚起策といたしまして、県民宿泊キャンペーンや大分県との相互誘客に取り組みますとともに、特に貸切バス関係につきましては、教育旅行での借上げ費用の助成や、県民向け日帰りバスツアー商品の造成を支援する取組を進めているところであり、観光関係者からも期待の声が寄せられております。

今後、このような取組を県民の皆様にご覧いただき、利用を促進することも重要であると思っておりますので、観光関係団体と連携して、積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 本県では、重要港3港でクルーズ船を受け入れておりますが、その経済効果は大きく、中でも油津港は、ファーストポートでの寄港が可能となり、今後が大変期待されているところではございますが、新聞の報道によれば、福岡市が、博多港においてワクチンが十分備えられるか、または、治療法が確立するまでクルーズ船の寄港を認めないと決めたという内容の記事を目にしました。

このたびの福岡市の判断もさることながら、コロナの終息を見ない限り、そもそもクルーズの再開は難しいとは思いますが、クルーズ船の受入れについて、本県ではどのように対応されるのかを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（明利浩久君）** クルーズ船につきましては、感染症拡大への不安や入国制限もありまして、現在、ほとんどのクルーズ船事業者が運航を停止しております。

今後、クルーズが再開される際は、港や船内における感染防止対策が適切に講じられることが大変重要となります。

このような中、国と関係団体におきまして、港湾管理者と事業者、それぞれが行うべき対策等を示したガイドラインの策定が進められております。

県としましては、このガイドラインに基づき、港湾管理者として必要な対策を行った上で、事業者の対応状況を確認するとともに、感染状況や医療体制、地元自治体の意向等を総合的に勘案し、受入れについて判断することにな

ります。

**○外山 衛議員** 次に、新型コロナウイルス感染症による農畜水産物への影響と対策についてであります。

このことにつきましては、先日の代表質問において、価格低下や出荷量減少等により、本年3月から7月までに約120億円の影響があったとの県の試算値が報告されました。特に、外食やインバウンド需要の依存率が高い、和牛や養殖業に大きな影響が生じているとのことでしたが、それ以外にも、宮崎の農水産物を牽引している品目にも少なからず影響が出ており、地元日南市からも、窮状を訴える多くの声が聞かれます。

そこで、私からは、そういった品目への影響と、支援のための県の対策などについて、農政水産部長に伺ってまいりたいと思います。

まずは、花卉についてであります。

日南市といえば、日本一のスイートピーの産地ですが、卒業式や送別会等の縮小・自粛で単価が急落したことから、生産者の皆さんは、単価を維持するため、収穫はしたものの一部出荷を断念せざるを得なかったとのことあります。長期化が予測されるコロナ禍で、生産者は大きな不安を抱えておられ、国や県には、生産者が安心して営農ができるよう、しっかりと支援を行ってほしいと考えております。

そこで、新型コロナウイルス感染症による花卉への影響と対策の取組状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 議員御指摘のとおり、スイートピーでは、卒業式の縮小等による需要減少で、産地では出荷を厳選したことから、単価は維持しましたがけれども、出荷本数が3割程度減少しており、また、菊やコチョ

ウランは、国の緊急事態宣言後に単価が急落するなどの影響があったところでございます。

県といたしましては、需要喚起を図るため、関係機関・団体と一体となりまして、「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」を立ち上げ、花束等の応援消費や、来年3月まで毎月花を買い取り、空港など県内約100か所でフラワーオブジェを展示する取組等を進めております。

また、生産者が引き続き安心して営農できますよう、10アール当たり80万円を助成する国の次期作支援や、経営継続補助金を活用した新たな販路開拓等につきまして、市町村やJA等と連携して支援しているところでございます。

**○外山 衛議員** 次に、みやざき地頭鶏についてであります。

宮崎ブランドとして高い評価を得ている「みやざき地頭鶏」は、主に大都市圏の飲食店での展開が主たる販路でございました。

しかしながら、今回の新型コロナの感染拡大により、飲食店の休業や時間短縮営業などの影響が長期化する中で、販売面での苦戦が続き、苦戦どころか、居酒屋などは壊滅的な売上げの中、物流が大幅に鈍化していると聞いております。そうすると、当然、生産現場への影響も、今後さらに拡大していくのではないかと危惧しております。

そのような中、県では、生産性の高いみやざき地頭鶏への改良に取り組んでいたと聞いております。そこで、みやざき地頭鶏の生産農場への影響と対策について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長(大久津 浩君)** 全国的な地鶏ブームの後、近年は飼育期間の短い安価な地鶏がシェアを伸ばしておりまして、本県を含む飼育期間の長い地鶏は苦戦を強いられておりま

す。

また、生産農場では、コロナ禍での外食需要の低下によりまして厳しい経営環境となっており、緊急的に、在庫保管経費の負担軽減や、学校給食の利用、応援消費等の対策に取り組んでいるところでございます。

このような中、県では、畜産試験場におきまして、10年の歳月をかけ、遺伝的においしさと増体の優れた「改良型みやざき地頭鶏」を開発したところでございます。

来年度からの出荷販売に向けまして、生産技術や経営指導を強化しながら、生産者を含め関係者一丸となって、他県に負けない生産体制を再構築することとしておりまして、これを契機に、みやざき地頭鶏の復活に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、イセエビについてでございます。

日南市富士漁港の9月9日の初漁は、昨年初日の6倍の135キロの水揚げ、また、キロ当たり5,500円の値がついたようでありますが、本県より一足早く8月にイセエビ漁が解禁された鹿児島県では、キロ当たりの単価が3,000円台と、コロナ禍の影響と思われる非常に安い単価となっております。

本県につきましても、外食向け需要の回復が見通せない現状では、鹿児島県をはじめ、他県と同じような状況になることを大変危惧しているところであります。

そこで、9月に漁が解禁となったイセエビへの影響について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長(大久津 浩君)** 9月から解禁となりましたイセエビ漁は、相次ぐ台風の襲来によりまして、本格的な水揚げが遅れておりましたが、議員の御質問にもありましたよう

に、9日の日南市での水揚げは、今年の約6倍であり、価格も例年並みと伺っております。

秋の味覚を代表するイセエビは、コロナ禍で冷え込む地域経済の活性化として人を呼び込むことが期待されますことから、漁協等では、国の事業を活用いたしまして、地元レストラン等での提供や、産地直売等を計画しているところでございます。

県としましても、プレミアム付商品券や、これから始まりますG o T o イートキャンペーンによる全県的なプレミアム付食事券等も活用しながら、県民への消費喚起を図るとともに、観光業界等と連携し、観光客等に対しまして積極的なPRを行うなど、消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 続きまして、カツオ一本釣りについてであります。

特に近海カツオ一本釣り漁業に関しましては、平成6年から25年連続で漁獲量日本一を誇っているところでありますが、今般のコロナ禍におきまして、出荷魚の滞留により、養殖業が大きな影響を受けたほか、マグロ類などの高級魚におきましては、単価の下落が見られたようであります。カツオへの影響も大変気になるところであります。

そこで、本県主幹漁業の一つであるカツオ一本釣りへの影響について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 本県カツオ一本釣り漁業の今期の状況につきましては、カツオの漁獲が近年低調に推移しておりますけれども、4月からのビンナガマグロの好漁にも支えられまして、8月末までの漁獲量で1万6,500トン、漁獲額で53億6,000万円となっております。

また、カツオ一本釣り漁船1隻当たりで見ますと、漁獲量、漁獲額とも、ビンナガマグロを含めて不漁でありました今年の約1.4倍、平年の1.2倍となっております。現時点では、コロナウイルスによる価格の影響も見られない状況でございます。

なお、カツオ一本釣り漁業の今後の漁期につきましては、今後、カツオを主体として11月まで続きますので、今後の漁獲の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 本年は不漁であった昨年とは異なり、ビンナガ漁に恵まれたことで好調であると聞いて、大変喜ばしいこととは思っておりますが、水揚げと同様に、乗組員の確保が重要な課題であります。

県内のカツオ船には、現在、多くのインドネシア人の技能実習生が乗船しております。今般のコロナ禍によって、インドネシアからの人員確保がままならない状態に不安を抱いております。

そこで、本県におけるインドネシア人技能実習生等の乗組員確保への対応について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** カツオ一本釣り漁業は、コロナの影響によりまして、3月以降、外国人が入国できないことから、少ない人員体制で操業せざるを得ない状況となっております。また、インドネシアは、現在、入国制限が緩和されておらず、依然として入国が困難な状況が続いております。

一方、技能実習生の期間延長特例や特定技能への資格変更等によりまして、継続雇用が可能となったことから、県では、在留している技能実習生が引き続き乗船できますよう、受入れ機関である漁協等が行う手続等を支援していると

ころでございます。

さらに、9月1日以降、一時帰国する技能実習生に対しましては、再入国に係る新たな緩和措置が出されましたことから、来年もこれまでどおりカツオ漁に従事できるよう、関係団体と情報を共有しながら、再入国手続が確実に進めるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況になっている林業・木材産業について伺います。

地元事業者から、林業・木材産業においても、新型コロナウイルスの影響を受け、製材品販売が低調で、原木価格も安値が続いており、非常に厳しい状況となっていると聞いております。

影響の長期化が懸念される中、このコロナ禍を乗り越えるため、県では、業界と連携し、現状把握や情報共有のために緊急連絡会議を設置するとともに、雇用調整助成金等の支援メニューの周知や、資金繰り不安等に対応するため相談窓口を設置するなど、セーフティーネット機能を強化する対策を実施されていますが、林業・木材産業セーフティーネット機能強化事業の取組状況について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 御質問の事業の取組状況でございますが、まず、緊急連絡会議につきましては、5月に設置して以降、3回開催しておりまして、刻々と変化する情勢の把握・分析に努め、必要な対策の検討につながっているところであります。

また、相談窓口につきましては、専門員を配置しまして、事業者アンケートや相談対応を行うとともに、その内容等を踏まえまして、雇用

調整助成金等の具体的な活用方法や資金繰り対策などについての説明会を、県内各地で8回開催したところであります。

今後は引き続き、業界の情勢把握や事業者へのきめ細やかな相談対応に努めますとともに、新たに宮崎県中小企業診断士協会と連携し、経営不安を抱える事業者への診断士の派遣など、事業者に寄り添いながら、必要な対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 続きまして、7月3日から8日にかけて、梅雨前線が九州付近を通り、ほとんど停滞し、各地で大雨となりました。

熊本県の球磨川では、4日から7日にかけて、長時間にわたる激しい大雨となり、人吉市などは大変な浸水被害となっており、また、球磨川流域におきましては、浸水に対処するには時間的余裕がなかったため、避難が遅れたこともあり、特別養護老人ホームの入所者をはじめ、多くの方々が犠牲となりました。

このような事態は、本県でもいつ発生してもおかしくないと考えます。浸水被害から県民の命を守るためには、住民の早期の避難が重要であると考えますが、球磨川氾濫の災害を受けて、住民の早期避難を促すための河川管理者としての取組について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 球磨川での大規模な浸水は、激しい大雨が深夜から早朝にかけて降り続いたことにより、住民の避難行動にも影響を及ぼし、甚大な人的被害につながったものであると考えられます。そのことから、住民の早期避難の重要性を再認識したところであります。

このため、住民が自ら命を守る自主的かつ早めの避難行動を促すため、きめ細やかな浸水想

定区域図の作成や、危機管理型水位計、河川監視カメラの増設を行うことで、これまで以上に、住民に分かりやすい水害リスク情報を提供してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や関係機関と十分な連携を図りながら、ハード対策はもちろんのこと、さらなるソフト対策にも取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 高度成長期以降、集中的に整備されました公共インフラは、現在、多くの施設が老朽化の問題に直面しております。

本県におきましても、大規模な修繕や更新の時期が一斉に到来することが予想されることから、財政負担の平準化・軽減化を図っていく必要があると考えます。

公共インフラの中でも、特に橋梁やトンネルなどの道路施設は、私たちの日常生活に密接に関係しており、重大な損傷、事故が発生すれば、復旧にも長期間を要するなど、社会的損失が生じることになり、県民の安全・安心を確保するために、道路施設の老朽化対策につきましては、よりの確に対応していく必要があると考えます。

つきましては、県が管理する道路施設の老朽化対策について、どのように取り組んでおられるかを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（明利浩久君）** 県が管理します道路施設のうち、例えば橋梁につきましては、10年後にはその半数以上が、建設から50年を超えることから、老朽化対策が急務になっておりまして、財政的負担の増大が懸念されております。

このため、道路施設に係る長寿命化修繕計画を策定し、損傷が軽微な段階で補修を行います、いわゆる予防保全型の維持管理を行うことによりまして、予算の平準化とコスト縮減に努

めているところでございます。

このような中、本年度、国におきまして、各自治体が実施する老朽化対策を計画的かつ集中的に支援する補助制度が創設されましたことから、この制度等を活用しつつ、引き続き必要な予算確保に努め、道路施設の老朽化対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 次の質問に移ります。サツマイモ基腐病についてであります。

本県は全国有数のカンショの生産県であり、食用カンショは畑作営農の基幹品目として、また、原料用カンショは出荷量日本一の焼酎を支える品目として、本県の農業振興と地域経済に大きく寄与しております。

2年前に本県で初めて確認されましたサツマイモ基腐病は、茎や芋が腐敗し、ひどいときには収穫が皆無になる厄介な病害であります。

昨年、発生が拡大した南那珂地域では、本年産に向け、できる限りの対策に取り組んだところでありますが、残念ながら本年も発生しているようであります。

生産者からは、厳しい経営状況の中、今後の営農、さらには産地の将来について、不安の声を伺っております。

そこで、サツマイモ基腐病の本年の発生状況と対策の取組状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** サツマイモ基腐病につきましては、昨年、南那珂地域で甚大な被害を受けましたことから、国の助言や支援を受けながら、関係機関・団体が連携し、あらゆる蔓延防止対策を講じてまいりましたが、本年4月下旬に初発が確認され、7月の長雨により徐々に拡大しているところでございます。

現在、生産者自らがきめ細かな圃場の観察を

行い、発生株の早期発見と持ち出し、そして薬剤散布など、被害の抑制対策に取り組んでいただいているところでございます。

県といたしましても、発生要因の究明、効果の高い農薬の早期登録、健全な苗の確保に向けた体制整備を、現在、重点的に進めているところであります。

また、先週には、農水省や農研機構に来県いただき、地元の市やJAなどの関係機関も緊急的に参集いたしまして、現地調査や今後の対応について検討するとともに、国に対しまして支援対策の充実をお願いしたところでございます。

今後とも、生産者の不安の声に耳を傾けながら、国や市町村、JA等と連携いたしまして、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 何とか対策を練ってもらって、より早い農薬等の開発をお願いしたいと思います。

近年、学校における様々な課題が複雑化、多様化しております。これまでも増して、教員の負担が大きくなってきているようであります。

また、各学校におきましては、新学習指導要領に伴う新たな学習内容の実施に加えて、新型コロナウイルス感染症防止対策としての毎日の健康状況の確認や消毒作業など、新たな業務も増えてきているようです。このような状況が続きますと、教職員は日々の業務に追われ、時間外業務も多くなり、本来の教育活動に専念できなくなるだけではなく、教員自身も疲弊してしまうのではないかと危惧しております。

このような状況の中で、教員の負担軽減のために、スクール・サポート・スタッフや部活動

支援員などの専門スタッフの配置がなされ、成果を上げていると聞いております。今後もこのような取組をぜひ推進していただきたいと思っております。

このように、教員の疲弊や負担増が問題となっておりますが、教員の時間外業務の現状について、教育長に伺います。

**○教育長(日隈俊郎君)** 教員の時間外業務についてであります。昨年10月に実施した調査におきまして、国が勤務時間の上限の指針として示しております、月当たり45時間を超えている教諭等の割合は、小学校で約3割、中学校・高等学校で約6割、特別支援学校で約2割でありました。

また、時間外に行っている主な業務としましては、小学校・特別支援学校では授業の準備に、中学校・高等学校では部活動に多くの時間を費やしている傾向が見られました。

県教育委員会といたしましては、教員の業務改善のため、校務支援システムの導入をはじめ、小中学校におけるモデル地域の指定や、県立学校においてプロジェクトチームを立ち上げるなど、学校における働き方改革を、より効果的に推進するための取組を行っているところであります。

**○外山 衛議員** 学校現場の教員の疲弊や負担増を解消するために、今後も継続して働き方改革を推進して、教員一人一人が健康で誇りややりがいを持って、質の高い教育活動に専念できる環境の充実に努めていただきたいと思っております。

私は野球部活動の中で、仲間とともに目標に向かい、壁を乗り越えたときの達成感や、苦しいときに励まし合える仲間ができたことは、大きな財産であります。こういった意味からも、

部活動の価値については十分理解しております。そのため、教員の働き方改革の視点からも、部活動の在り方について検討することは重要であります。生徒にとっても充実した活動になるよう検討していく必要があると考えます。

そのような中、先日、報道がございましたように、文部科学省から、休日の部活動を民間委託へ移行していくという具体的な方策が出されました。

そこで、教員の負担軽減に向けた部活動の在り方について、国の具体的方策を受けて、本県ではどのように取り組んでいかれるのかを、教育長へ伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県教育委員会では、一昨年（平成30年）に、部活動に関する方針を策定しまして、適切な休養日等の設定や部活動指導員の配置など、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について取り組んでいるところであります。

そのような中、お話にありましたように、先日、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行することが、具体的な方策の一つとして示されました。

県教育委員会といたしましては、新たに、部活動の在り方に関する検討委員会を開催しまして、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と教員の負担軽減を図るため、これまで取り組んできた地域との連携や、人材確保等の課題に加え、休日の部活動の指導体制についても、検討を行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** この件に関しましては、指導員の確保、外部人材の処遇など大変だと思いません。慎重に進めていただきたいと思えます。

次に、ひきこもりについてであります。

ひきこもりと申しますと、不登校や中途退学などが原因で発生するものであり、主に若者が抱える問題であると認識しておりましたが、近年では、社会環境の変化や人間関係の希薄化などにより、人生でつまずきを感じる場面は増えており、そのようなことが、昨今のひきこもりの増加につながっているものと思われまます。

ひきこもりの方の長期化や高齢化のほか、最近では、いわゆる8050問題についても指摘をされており、その深刻度は一層大きくなっております。

そこでまず、本県のひきこもりの状況と、現在、県が取り組んでいる支援策について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県が平成30年度に実施した調査におきまして、ひきこもりの方を年代別で見ますと、40歳代、50歳代、30歳代の順となっております。ひきこもりの期間の区分としては、10年以上が最も多い状況でした。

また、ひきこもりに至った経緯につきましては、離職や病気、不登校など様々でありました。

県では、ひきこもり地域支援センターにおきまして、専門のコーディネーターによる本人及び家族への面談や訪問など、きめ細かい支援を行っており、延べ相談件数は、平成30年度が792件、令和元年度が1,135件でありました。

さらに、家族同士で不安や悩みなどを共有し、分かち合っていただくために、家族教室の定期的な開催や、家族会が行う学習会への支援にも取り組んでおります。

**○外山 衛議員** 本人や御家族に寄り添った支援はもちろん重要であります。ただ、ひきこもりにつきましては、有効な支援はなかなか難し

く、その成果は出にくいものと思います。さらに、今後、8050問題への対応も必要であることから、県におきましては、周囲の方々も巻き込んだ取組を検討すべきと考えます。

そこで、ひきこもり地域支援センターによる支援の結果、ひきこもりの解消に結びついた実績と今後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 昨年度、センターが相談を受けましたひきこもりの方の実人数は125人でありましたが、このうち解消に結びついた実績は、医療機関への定期的な通院につながることができた方がお二人、そのほか、一般企業への就労となった方、就労支援機関の利用となった方など、合計8名でありました。

今後は、より多くのひきこもりの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組む必要があることから、ひきこもりや8050問題への理解を深めるセミナーの開催や、地域で活動いただくひきこもりサポーターの養成などにより、本人や家族をしっかりと受け止める社会づくりも進めながら、さらなる本人の自立促進や家族の不安解消を図ってまいります。

**○外山 衛議員** 最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後、発生が懸念される犯罪とその対策について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、県内でも、事業活動の縮小に伴う収入減、あるいは職を失うなど、経済や雇用状況は大変厳しくなってくると思われます。このような急激な社会情勢の悪化は、少なからず治安情勢にも悪影響を与えてくるのではと考えます。

全国的には、コロナ禍の中で、児童虐待やDV等による凄惨な事件、また、このような社会不安の混乱に乗じて、お年寄りからお金をだま

し取る特殊詐欺事件が、連日のように報道されております。

他県では、コロナ禍の生活支援等の目的のために設けられた給付金等を不正にだまし取ったとして、被疑者が逮捕されるといった事件も報道されております。

このような事件が発生する背景には、コロナ禍という混乱した社会情勢、経済面での不安などもその要因の一つではと考えます。

このような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済や雇用情勢の悪化に伴い、今後、県内で発生が懸念される犯罪とその対策をどのように講じていかれるのかについて、警察本部長の見解を伺います。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 今後、発生が懸念される犯罪といたしましては、マスクの送りつけ等の悪質商法事案や、高齢者等を狙った特殊詐欺、政府等が実施する各種給付金等の制度を悪用した詐欺などが考えられます。

本県におきましても、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を支援するための生活福祉資金貸付制度を悪用した詐欺事件で、神戸山口組系暴力団幹部ら7人を逮捕しているところであります。

県警では、県民がこのような悪質商法や詐欺の被害に遭わないよう、防犯メールや新たに運用を始めましたツイッター等も活用しまして、タイムリーな情報発信を行い、犯罪の未然防止に努めますとともに、悪質な事案に対しましては取締りを徹底するなど、抑止と検挙の両面からの対策を講じてまいります。

**○外山 衛議員** 最後になりますが、この新型コロナウイルス、不可抗力ではございますが、全ての経済や生活に影響を及ぼす大変な事案でありますから、早い終息を願いながら、一

令和2年9月14日(月)

般質問を終わります。お疲れさまでした。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

